

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成25年4月1日
(第145期) 至 平成26年3月31日

株式会社 百十四銀行

E03588

第145期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 百十四銀行

目 次

頁

第145期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	24
3 【対処すべき課題】	24
4 【事業等のリスク】	24
5 【経営上の重要な契約等】	27
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
第3 【設備の状況】	30
1 【設備投資等の概要】	30
2 【主要な設備の状況】	30
3 【設備の新設、除却等の計画】	31
第4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
2 【自己株式の取得等の状況】	44
3 【配当政策】	46
4 【株価の推移】	46
5 【役員の状況】	47
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5 【経理の状況】	61
1 【連結財務諸表等】	62
2 【財務諸表等】	119
第6 【提出会社の株式事務の概要】	137
第7 【提出会社の参考情報】	138
1 【提出会社の親会社等の情報】	138
2 【その他の参考情報】	138
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	139

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月30日
【事業年度】	第145期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
【会社名】	株式会社百十四銀行
【英訳名】	The Hyakujushi Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 渡 邊 智 樹
【本店の所在の場所】	香川県高松市亀井町5番地の1
【電話番号】	高松 087(831)0114 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 豊 嶋 正 和
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目8番2号 株式会社百十四銀行東京事務所
【電話番号】	東京 03(3271)1287
【事務連絡者氏名】	常務執行役員東京支店長兼東京公務担当部長兼東京事務所長 森 孝 司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社百十四銀行東京支店 (東京都中央区日本橋三丁目8番2号) 株式会社百十四銀行大阪支店 (大阪市中央区道修町三丁目6番1号) (注) 大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	83,459	78,740	76,945	74,690	80,580
うち連結信託報酬	百万円	1	1	1	1	1
連結経常利益	百万円	9,346	8,171	14,075	10,854	21,857
連結当期純利益	百万円	5,371	5,209	5,813	5,851	11,230
連結包括利益	百万円	—	△2,529	11,774	25,767	11,875
連結純資産額	百万円	225,432	220,402	227,854	251,422	256,851
連結総資産額	百万円	3,844,792	3,862,071	4,018,896	4,134,329	4,493,211
1株当たり純資産額	円	684.40	666.04	700.36	773.81	798.27
1株当たり当期純利益金額	円	17.44	16.91	18.92	19.29	37.16
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	17.43	16.90	18.90	19.27	37.10
自己資本比率	%	5.48	5.31	5.27	5.68	5.33
連結自己資本利益率	%	2.67	2.50	2.78	2.61	4.73
連結株価収益率	倍	20.87	18.50	20.34	20.11	9.52
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	133,612	△28,274	165,300	7,124	224,701
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△86,824	△43,181	△130,573	△74,457	△7,755
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,429	△2,534	△4,378	△2,202	△3,758
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	216,510	142,512	172,859	103,333	316,529
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	2,533 (697)	2,564 (682)	2,551 (675)	2,531 (672)	2,457 (734)
信託財産額	百万円	235	232	228	228	228

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第141期	第142期	第143期	第144期	第145期
決算年月		平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
経常収益	百万円	73, 238	69, 134	67, 897	65, 974	72, 678
うち信託報酬	百万円	1	1	1	1	1
経常利益	百万円	7, 554	6, 484	12, 525	8, 950	20, 176
当期純利益	百万円	4, 887	4, 890	5, 853	5, 529	11, 097
資本金	百万円	37, 322	37, 322	37, 322	37, 322	37, 322
発行済株式総数	千株	310, 076	310, 076	310, 076	310, 076	310, 076
純資産額	百万円	207, 215	201, 292	208, 350	230, 925	238, 335
総資産額	百万円	3, 829, 268	3, 844, 299	4, 002, 567	4, 117, 711	4, 478, 026
預金残高	百万円	3, 178, 019	3, 305, 007	3, 387, 272	3, 427, 988	3, 775, 669
貸出金残高	百万円	2, 366, 899	2, 393, 159	2, 433, 388	2, 536, 687	2, 621, 395
有価証券残高	百万円	1, 066, 646	1, 092, 873	1, 216, 133	1, 319, 325	1, 336, 514
1株当たり純資産額	円	672. 70	653. 35	687. 64	760. 06	792. 96
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	7. 00 (3. 50)	7. 00 (3. 50)	7. 00 (3. 50)	7. 00 (3. 50)	7. 00 (3. 50)
1株当たり当期純利益金額	円	15. 86	15. 88	19. 05	18. 23	36. 72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	15. 86	15. 87	19. 04	18. 20	36. 66
自己資本比率	%	5. 41	5. 23	5. 20	5. 60	5. 31
自己資本利益率	%	2. 47	2. 39	2. 85	2. 51	4. 73
株価収益率	倍	22. 95	19. 71	20. 20	21. 28	9. 64
配当性向	%	44. 13	44. 08	36. 74	38. 39	19. 06
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	2, 102 (580)	2, 115 (562)	2, 105 (550)	2, 090 (553)	2, 132 (699)
信託財産額	百万円	235	232	228	228	228
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	212	191	191	191	191

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 第145期(平成26年3月)中間配当についての取締役会決議は平成25年11月11日に行いました。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【沿革】

大正13年3月30日	株式会社高松百十四銀行と株式会社高松銀行との新設合併により、株式会社高松百十四銀行設立 昭和3年に小豆島銀行、9年に同盟銀行、11年に松山銀行、16年に多度津銀行、18年に讃岐貯蓄銀行の5銀行を、さらに20年に高松信用組合の営業をそれぞれ譲受けました。 商号を「株式会社 百十四銀行」と変更
昭和23年6月	当行、大阪支店開設
昭和25年9月	当行、東京支店開設
昭和27年5月	日本橋不動産株式会社(現・連結子会社)設立
昭和34年2月	当行、外国為替業務開始
昭和35年5月	当行、本店を現在地に新築し、移転
昭和41年11月	当行、東京・大阪証券取引所市場第二部に上場
昭和47年10月	当行、東京・大阪証券取引所市場第一部に上場
昭和48年8月	百十四リース株式会社(現・連結子会社)設立
昭和49年4月	当行、全店オンラインシステム完成
昭和50年2月	当行、担保附社債信託法に基づく受託業務開始
昭和51年8月	百十四総合保証株式会社(現・連結子会社)設立
昭和54年4月	百十四ビジネスサービス株式会社(現・連結子会社)設立
昭和55年7月	株式会社百十四ディーシーカード(現・連結子会社)設立
昭和57年12月	当行、オンラインシステム更改
昭和59年11月	当行、商品有価証券売買業務開始
昭和60年6月	株式会社西日本情報サービスセンター(現・連結子会社)設立
昭和61年2月	当行、ニューヨーク支店開設
昭和61年4月	当行、国内発行コマーシャル・ペーパーの取扱開始
昭和62年11月	百十四ソフトウェアサービス株式会社設立
昭和63年4月	百十四大部代理店株式会社設立
昭和63年12月	百十四福田代理店株式会社設立
平成元年8月	株式会社百十四人材センター(現・連結子会社)設立
平成元年10月	百十四財田代理店株式会社(現・連結子会社)設立
平成2年2月	百十四財務(香港)有限公司設立
平成2年10月	百十四総合メンテナンス株式会社設立
平成3年7月	当行、事務センター新築、移転
平成4年4月	百十四ワークサポート株式会社設立
平成4年12月	当行、香港支店開設
平成5年1月	当行、オンラインシステム更改
平成6年1月	当行、信託業務開始
平成10年10月	百十四福田代理店株式会社清算
平成10年12月	当行、投資信託の窓口販売開始
平成10年12月	当行、香港支店廃止
平成11年2月	当行、ニューヨーク支店廃止、ニューヨーク駐在員事務所開設
平成11年3月	百十四財務(香港)有限公司清算
平成13年3月	当行、四国貯蓄信用組合の事業譲受け
平成13年4月	当行、損害保険の窓口販売開始
平成14年2月	当行、ニューヨーク駐在員事務所閉鎖
平成14年10月	当行、個人年金保険の窓口販売開始
平成16年9月	百十四大部代理店株式会社清算
平成17年11月	当行、上海駐在員事務所開設
平成19年4月	株式の追加取得により、株式会社西日本ジェーシービーカード(現・連結子会社)を連結子会社化
平成19年5月	当行、地銀共同化システム稼働
平成20年1月	Hyakujushi Preferred Capital Cayman Limited (現・連結子会社)設立
平成20年3月	百十四ソフトウェアサービス株式会社清算
平成25年4月	日本橋不動産株式会社と百十四総合メンテナンス株式会社を合併(存続会社:日本橋不動産株式会社)
平成25年6月	百十四ワークサポート株式会社清算
平成25年7月	当行、シンガポール駐在員事務所開設

3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び子会社の計14社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務をはじめとする金融サービスに係わる事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店、出張所におきまして、当行グループの主力業務であります預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などを行っております。また、百十四財田代理店株式会社におきましても、預金業務、内国為替業務を行っております。

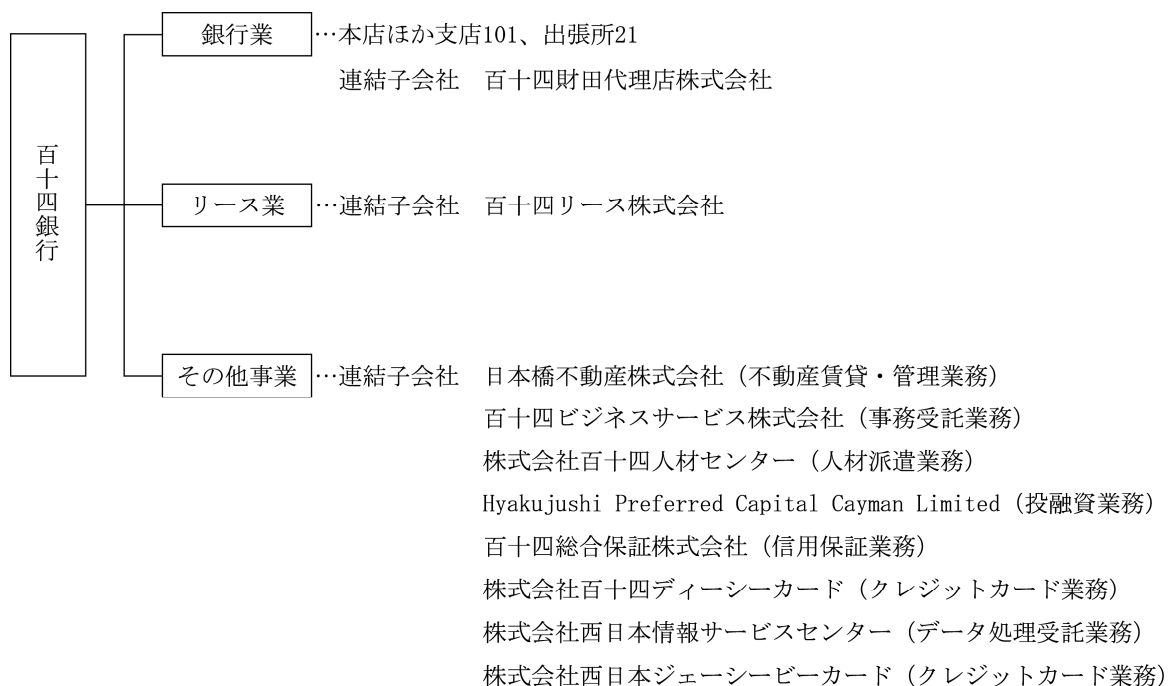
〔リース業〕

金融関連業務として、百十四リース株式会社がリース業務を行っております。

〔その他事業〕

金融関連業務として、百十四総合保証株式会社が信用保証業務を、株式会社百十四ディーシーカード及び株式会社西日本ジェーシービーカードがクレジットカード業務などを行っております。また、百十四ビジネスサービス株式会社などが当行からの事務受託などの従属業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。（いずれも連結子会社）



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金(百万 円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 日本橋不動産(株)	香川県 高松市	65	その他事業 (不動産の 賃貸・管理 業務)	100 (一)	5 (3)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	当行より土地の 一部を賃借。当 行へ建物の一部 を賃貸。	—
百十四ビジ ネスサービ ス(株)	香川県 高松市	10	その他事業 (事務受託 業務)	100 (一)	6 (3)	—	預金取引関係	当行より建物の 一部を賃借。	—
(株)百十四人 材センター	香川県 高松市	30	その他事業 (人材派遣 業務)	100 (一)	4 (2)	—	預金取引関係	—	—
百十四財田 代理店(株)	香川県 三豊市	10	銀行業	100 (一)	5 (2)	—	預金取引関係	当行より建物の 一部を賃借。	—
Hyakujushi Preferred Capital Cayman Limited	英国領 西 イ ン ド・ケ イ マン諸島 グランド ケイマン	10,300	その他事業 (投融資業 務)	100 (一)	2 (一)	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
百十四リー ス(株)	香川県 高松市	500	リース業	53.9 (26.1)	10 (3)	—	預金取引関係 金銭貸借関係 リース取引関 係	当行より建物の 一部を賃借。	—
百十四総合 保証(株)	香川県 高松市	30	その他事業 (信用保証 業務)	41.7 (26.7)	8 (2)	—	預金取引関係 保証取引関係	—	—
(株)百十四デ ィーシーカ ード	香川県 高松市	30	その他事業 (クレジット カード業 務)	40 (25)	8 (2)	—	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	—	—
(株)西日本情 報サービス センター	香川県 高松市	90	その他事業 (データ処 理受託業 務)	85 (40)	6 (2)	—	預金取引関係	—	—
(株)西日本ジ ェーシービ ーカード	香川県 高松市	50	その他事業 (クレジット カード業 務)	45 (40)	6 (2)	—	預金取引関係 金銭貸借関係 保証取引関係	—	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、Hyakujushi Preferred Capital Cayman Limited であります。
3. 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	2,134 (699)	46 (—)	277 (35)	2,457 (734)

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、銀行業には、執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)13人を含んでおります。また、当連結会計年度の平均臨時従業員数を()内に外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成26年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
2,132(699)	38.7	15.9	6,270

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)13人を含んでおります。また、当期の平均臨時従業員数を()内に外書きで記載しております。
 2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 当行の従業員組合は、百十四銀行職員組合と称し、組合員数は1,747人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・金融経済環境

当連結会計年度のわが国経済は、政府の機動的な財政政策や日本銀行の金融緩和政策のもと、公共投資が底堅く推移したほか、個人消費や住宅投資が増加しました。さらに、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要などによる生産の増加に伴い、企業収益や雇用情勢にも改善の動きがみられるなど、景気は緩やかに回復しました。

地元香川県におきましても、企業の生産活動の改善により、設備投資が持ち直しの状況にあるほか、消費税増税前の駆け込み需要もあって、個人消費や住宅投資が増加するなど、景気は緩やかな回復基調が続きました。

金融面におきましては、企業収益の改善期待などから、日経平均株価は年末にかけて1万6千円台前半まで上昇しました。年明け以降は、新興国経済の減速懸念やウクライナ情勢の緊迫化などにより、一時的に株安が進行する場面もありましたが、当連結会計年度末の日経平均株価は前連結会計年度末比2,429円92銭高の14,827円83銭となりました。また、当連結会計年度末の円ドル相場は前連結会計年度末比8円87銭円安の102円92銭、長期金利の指標となる新発10年物国債利回りは前連結会計年度末比0.080%上昇して0.640%となりました。

・経営方針

当行グループは、「お客さま・地域社会との共存共栄」「活気ある企業風土の醸成」「健全性の確保と企業価値の創造」を目指すとの経営理念のもと、お客さま、地域社会、株主さま、従業員すべてにとって価値のある企業であり続けるため、健全性と収益性のバランスのとれた発展の実現につとめるとともに、お客さまから真に信頼される銀行づくりを進めてまいります。

・業績(預貸金・収益の状況等)

上記のような金融経済環境及び経営方針のもと、当行グループは銀行業務を中心として地域に密着した営業活動の展開を図るとともに、リース業務などの金融サービスの提供にもつとめ、当連結会計年度における業績は次のようになりました。

(預金業務)

当連結会計年度末の預金残高は、前連結会計年度末比3,485億円増加して3兆7,693億円となりました。また、譲渡性預金残高は、前連結会計年度末比475億円減少して1,841億円となりました。この結果、預金及び譲渡性預金を合わせた総預金残高は、前連結会計年度末比3,009億円増加して3兆9,534億円となりました。

(貸出業務)

当連結会計年度末の貸出金残高は、前連結会計年度末比858億円増加して2兆6,142億円となりました。

(有価証券)

当連結会計年度末の有価証券残高は、前連結会計年度末比172億円増加して1兆3,356億円となりました。

(損益)

当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度比58億90百万円増加して805億80百万円となりました。一方、経常費用は、前連結会計年度比51億13百万円減少して587億22百万円となりました。この結果、当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度比110億3百万円増加して218億57百万円となり、当期純利益は、前連結会計年度比53億79百万円増加して112億30百万円となりました。

なお、当連結会計年度におけるセグメント情報ごとの業績は次のとおりであります。また、当行グループは、経常利益をセグメント利益としております。

① 銀行業セグメント

銀行業セグメントにおきましては、経常収益は国債等債券売却益及び株式等売却益の増加や貸倒引当金戻入益の計上などにより、前連結会計年度比67億3百万円増加して726億78百万円となりました。また、セグメント利益は前連結会計年度比112億26百万円増加して201億77百万円となりました。

② リース業セグメント

リース業セグメントにおきましては、経常収益はリース料収入などの減少により、前連結会計年度比3億47百万円減少して72億86百万円となりました。また、セグメント利益は前連結会計年度比58百万円増加して3億26百万円となりました。

③ その他事業セグメント

上記①②以外のその他事業セグメントにおきましては、経常収益は前連結会計年度比9億74百万円減少して55億33百万円となりました。また、セグメント利益は前連結会計年度比41百万円減少して16億83百万円となりました。

(自己資本比率)

当連結会計年度末より連結自己資本比率(国内基準)をバーゼルⅢ基準にて算出しており、当連結会計年度末の自己資本比率は11.26%となりました。

・キャッシュ・フロー

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、預金の増加等により、2,247億1百万円のプラスとなり、前連結会計年度比では2,175億77百万円増加しました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、有価証券の取得等により、77億55百万円のマイナスとなり、前連結会計年度比では667億2百万円増加しました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、配当金の支払い及び自己株式の取得等により、37億58百万円のマイナスとなり、前連結会計年度比では15億56百万円減少しました。

これらの結果、「現金及び現金同等物」は前連結会計年度末比2,131億96百万円増加し、当連結会計年度末残高は3,165億29百万円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、効率的な資金の運用・調達につとめましたが、市場金利低下に伴う利鞘の縮小により「国内業務部門」で407億53百万円、「国際業務部門」で34億62百万円となり、「合計」は前連結会計年度比29億66百万円減少し、442億15百万円となりました。

また、役務取引等収支の「合計」は、前連結会計年度比2億87百万円増加し、その他業務収支の「合計」は、前連結会計年度比25億55百万円の増加となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	44,021	3,159	—	47,181
	当連結会計年度	40,753	3,462	—	44,215
うち資金運用収益	前連結会計年度	46,730	4,020	204	50,546
	当連結会計年度	43,277	4,499	230	47,546
うち資金調達費用	前連結会計年度	2,709	860	204	3,364
	当連結会計年度	2,523	1,037	230	3,330
信託報酬	前連結会計年度	1	—	—	1
	当連結会計年度	1	—	—	1
役務取引等収支	前連結会計年度	7,664	164	—	7,828
	当連結会計年度	7,952	162	—	8,115
うち役務取引等収益	前連結会計年度	10,135	227	—	10,363
	当連結会計年度	10,487	235	—	10,723
うち役務取引等費用	前連結会計年度	2,471	63	—	2,534
	当連結会計年度	2,534	72	—	2,607
その他業務収支	前連結会計年度	△262	1,040	—	778
	当連結会計年度	2,128	1,204	—	3,333
うちその他業務収益	前連結会計年度	2,328	1,040	—	3,368
	当連結会計年度	5,060	1,369	—	6,429
うちその他業務費用	前連結会計年度	2,590	—	—	2,590
	当連結会計年度	2,931	164	—	3,096

(注) 1. 「国内」、「海外」の区分に替えて、「国内業務部門」、「国際業務部門」で区分しております。

2. 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は「国際業務部門」に含めております。

3. 相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借に係る利息であります。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度3百万円、当連結会計年度3百万円)を控除して表示しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達の状況

資金運用勘定においては、貸出金及び預け金の増加などにより、平均残高は前連結会計年度比1,743億95百万円増加し、利回りは貸出金利回りの低下などにより前連結会計年度比0.13%低下しました。

資金調達勘定においては、預金及び借入金金の増加などにより、平均残高は前連結会計年度比1,649億67百万円増加し、利回りは預金利回り及び借入金金利回りの低下などにより前連結会計年度比0.01%低下しました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	3,692,572	46,730	1.26
	当連結会計年度	3,834,097	43,277	1.12
うち貸出金	前連結会計年度	2,216,272	33,578	1.51
	当連結会計年度	2,295,446	31,530	1.37
うち商品有価証券	前連結会計年度	213	0	0.39
	当連結会計年度	207	0	0.45
うち有価証券	前連結会計年度	1,190,750	12,702	1.06
	当連結会計年度	1,141,907	11,237	0.98
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	24,952	27	0.10
	当連結会計年度	38,646	41	0.10
うち預け金	前連結会計年度	27,051	32	0.12
	当連結会計年度	65,751	69	0.10
資金調達勘定	前連結会計年度	3,568,633	2,709	0.07
	当連結会計年度	3,702,568	2,523	0.06
うち預金	前連結会計年度	3,250,203	1,726	0.05
	当連結会計年度	3,419,438	1,622	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	225,623	289	0.12
	当連結会計年度	187,293	218	0.11
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	5,934	7	0.11
	当連結会計年度	328	0	0.09
うち借入金	前連結会計年度	78,273	505	0.64
	当連結会計年度	86,883	509	0.58

- (注) 1. 「国内業務部門」は円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等を除いた円建取引であります。
2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、銀行業以外の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度23,561百万円、当連結会計年度21,443百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度4,901百万円、当連結会計年度4,901百万円)及び利息(前連結会計年度3百万円、当連結会計年度3百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	323,076	4,020	1.24
	当連結会計年度	412,490	4,499	1.09
うち貸出金	前連結会計年度	203,202	2,455	1.20
	当連結会計年度	251,770	2,767	1.09
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	71,960	1,455	2.02
	当連結会計年度	88,975	1,595	1.79
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	2,955	5	0.17
	当連結会計年度	4,387	8	0.19
うち預け金	前連結会計年度	39,471	43	0.10
	当連結会計年度	59,534	65	0.10
資金調達勘定	前連結会計年度	321,282	860	0.26
	当連結会計年度	408,858	1,037	0.25
うち預金	前連結会計年度	82,209	228	0.27
	当連結会計年度	102,915	297	0.28
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	35,848	173	0.48
	当連結会計年度	40,862	148	0.36
うち借入金	前連結会計年度	239	1	0.50
	当連結会計年度	1,799	7	0.40

(注) 1. 「国際業務部門」は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は「国際業務部門」に含めております。

2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度155百万円、当連結会計年度189百万円)を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	4,015,648	202,733	3,812,915	50,750	204	50,546	1.32
	当連結会計年度	4,246,587	259,277	3,987,310	47,777	230	47,546	1.19
うち貸出金	前連結会計年度	2,419,475	—	2,419,475	36,034	—	36,034	1.48
	当連結会計年度	2,547,216	—	2,547,216	34,298	—	34,298	1.34
うち商品有価証券	前連結会計年度	213	—	213	0	—	0	0.39
	当連結会計年度	207	—	207	0	—	0	0.45
うち有価証券	前連結会計年度	1,262,711	—	1,262,711	14,157	—	14,157	1.12
	当連結会計年度	1,230,883	—	1,230,883	12,833	—	12,833	1.04
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	27,907	—	27,907	32	—	32	0.11
	当連結会計年度	43,033	—	43,033	49	—	49	0.11
うち預け金	前連結会計年度	66,523	—	66,523	75	—	75	0.11
	当連結会計年度	125,285	—	125,285	135	—	135	0.10
資金調達勘定	前連結会計年度	3,889,915	202,733	3,687,182	3,569	204	3,364	0.09
	当連結会計年度	4,111,426	259,277	3,852,149	3,561	230	3,330	0.08
うち預金	前連結会計年度	3,332,413	—	3,332,413	1,954	—	1,954	0.05
	当連結会計年度	3,522,353	—	3,522,353	1,919	—	1,919	0.05
うち譲渡性預金	前連結会計年度	225,623	—	225,623	289	—	289	0.12
	当連結会計年度	187,293	—	187,293	218	—	218	0.11
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	41,783	—	41,783	180	—	180	0.43
	当連結会計年度	41,190	—	41,190	148	—	148	0.36
うち借入金	前連結会計年度	78,513	—	78,513	506	—	506	0.64
	当連結会計年度	88,683	—	88,683	516	—	516	0.58

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度23,717百万円、当連結会計年度21,633百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度4,901百万円、当連結会計年度4,901百万円)及び利息(前連結会計年度3百万円、当連結会計年度3百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借に係る平均残高及び利息であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前連結会計年度比 3 億60百万円増加して107億23百万円となりました。このうち、為替業務に係る収益は33億71百万円と全体の31.4%を占めております。

また、役務取引等費用は、前連結会計年度比73百万円増加して26億7百万円となりました。このうち、為替業務に係る費用は6億57百万円と全体の25.2%を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	10,135	227	10,363
	当連結会計年度	10,487	235	10,723
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,213	—	1,213
	当連結会計年度	1,198	—	1,198
うち為替業務	前連結会計年度	3,225	189	3,414
	当連結会計年度	3,184	186	3,371
うち証券関連業務	前連結会計年度	1,435	—	1,435
	当連結会計年度	1,936	—	1,936
うち代理業務	前連結会計年度	131	—	131
	当連結会計年度	127	—	127
うち保証業務	前連結会計年度	486	38	524
	当連結会計年度	397	49	447
役務取引等費用	前連結会計年度	2,471	63	2,534
	当連結会計年度	2,534	72	2,607
うち為替業務	前連結会計年度	612	16	628
	当連結会計年度	638	18	657

(注) 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は「国際業務部門」に含めております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	3,333,384	87,374	3,420,759
	当連結会計年度	3,655,593	113,714	3,769,308
うち流動性預金	前連結会計年度	1,806,815	—	1,806,815
	当連結会計年度	2,054,811	—	2,054,811
うち定期性預金	前連結会計年度	1,491,318	—	1,491,318
	当連結会計年度	1,552,670	—	1,552,670
うちその他	前連結会計年度	35,250	87,374	122,625
	当連結会計年度	48,111	113,714	161,826
譲渡性預金	前連結会計年度	231,706	—	231,706
	当連結会計年度	184,119	—	184,119
総合計	前連結会計年度	3,565,091	87,374	3,652,466
	当連結会計年度	3,839,712	113,714	3,953,427

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金

3. 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は「国際業務部門」に含めております。

(5) 貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金 額(百万円)	構成比(%)	金 額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,528,403	100.00	2,614,215	100.00
製造業	497,988	19.69	496,520	18.99
農業、林業	2,726	0.11	2,970	0.11
漁業	2,053	0.08	2,045	0.08
鉱業、採石業、砂利採取業	5,203	0.21	5,331	0.20
建設業	85,011	3.36	84,954	3.25
電気・ガス・熱供給・水道業	52,934	2.09	51,844	1.98
情報通信業	13,388	0.53	11,522	0.44
運輸業、郵便業	145,580	5.76	148,409	5.68
卸売業、小売業	348,404	13.78	343,327	13.13
金融業、保険業	89,302	3.53	83,506	3.20
不動産業、物品賃貸業	256,428	10.14	261,851	10.02
宿泊業	8,082	0.32	8,471	0.33
飲食業	18,156	0.72	18,092	0.69
医療・福祉	77,535	3.07	82,426	3.15
その他のサービス	78,665	3.11	80,100	3.07
地方公共団体	244,209	9.66	298,803	11.43
その他	602,728	23.84	634,033	24.25
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,528,403	—	2,614,215	—

(注) 「国内」には、特別国際金融取引勘定分以外の「国際業務部門」を含めております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	533,347	—	533,347
	当連結会計年度	667,017	—	667,017
地方債	前連結会計年度	256,310	—	256,310
	当連結会計年度	171,959	—	171,959
社債	前連結会計年度	287,298	—	287,298
	当連結会計年度	216,118	—	216,118
株式	前連結会計年度	124,805	—	124,805
	当連結会計年度	131,110	—	131,110
その他の証券	前連結会計年度	31,647	84,994	116,642
	当連結会計年度	46,160	103,275	149,436
合計	前連結会計年度	1,233,410	84,994	1,318,404
	当連結会計年度	1,232,365	103,275	1,335,641

(注) 1. 「国内業務部門」は円建取引、「国際業務部門」は外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は「国際業務部門」に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(7) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前連結会計年度（平成25年3月31日）		当連結会計年度（平成26年3月31日）	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	191	83.92	191	83.87
信託受益権	9	4.03	9	3.98
現金預け金	27	12.05	27	12.15
合計	228	100.00	228	100.00

負債				
科目	前連結会計年度（平成25年3月31日）		当連結会計年度（平成26年3月31日）	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	228	100.00	228	100.00
合計	228	100.00	228	100.00

(注) 1. 共同信託他社管理財産 前連結会計年度末 一百万円、当連結会計年度末 一百万円

2. 元本補てん契約のある信託については、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の取扱残高はありません。

② 有価証券残高の状況

科目	前連結会計年度（平成25年3月31日）		当連結会計年度（平成26年3月31日）	
	有価証券残高(百万円)	構成比(%)	有価証券残高(百万円)	構成比(%)
国債	191	100.00	191	100.00
合計	191	100.00	191	100.00

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	53,459	53,260	△199
うち信託報酬	1	1	0
経費(除く臨時処理分)	37,688	37,356	△332
人件費	18,347	18,954	607
物件費	17,722	16,801	△921
税金	1,619	1,600	△19
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	15,770	15,904	134
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	15,770	15,904	134
一般貸倒引当金繰入額	△449	—	449
業務純益	16,219	15,904	△315
うち債券関係損益	△661	1,682	2,343
臨時損益	△7,265	4,275	11,540
株式等関係損益	△1,944	1,757	3,701
不良債権処理額	6,918	3,362	△3,556
貸出金償却	4,733	3,124	△1,609
個別貸倒引当金繰入額	1,954	—	△1,954
その他の債権売却損等	230	238	8
貸倒引当金戻入益	—	2,724	2,724
償却債権取立益	1,312	2,803	1,491
その他臨時損益	285	353	68
経常利益	8,950	20,176	11,226
特別損益	△421	△198	223
うち固定資産処分損益	△365	△173	192
うち減損損失	55	24	△31
税引前当期純利益	8,529	19,978	11,449
法人税、住民税及び事業税	4,264	5,201	937
法人税等調整額	△1,264	3,679	4,943
法人税等合計	3,000	8,881	5,881
当期純利益	5,529	11,097	5,568

与信関係費用	5,156	△2,165	△7,321
--------	-------	--------	--------

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋信託報酬＋役務取引等収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
7. 与信関係費用＝一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理額－貸倒引当金戻入益－償却債権取立益

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
給料・手当	14,776	15,410	634
退職給付費用	2,228	2,446	218
福利厚生費	181	189	8
減価償却費	2,946	2,857	△89
土地建物機械賃借料	1,983	1,903	△80
営繕費	120	100	△20
消耗品費	486	551	65
給水光熱費	287	299	12
旅費	167	160	△7
通信費	693	673	△20
広告宣伝費	259	282	23
租税公課	1,619	1,600	△19
その他	12,689	12,007	△682
計	38,440	38,484	44

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	1.26	1.12	△0.14
(イ)貸出金利回	1.50	1.36	△0.14
(ロ)有価証券利回	1.06	0.98	△0.08
(2) 資金調達原価 ②	1.08	1.03	△0.05
(イ)預金等利回	0.05	0.05	0.00
(ロ)外部負債利回	0.57	0.56	△0.01
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.18	0.09	△0.09

(注) 1. 「国内業務部門」とは、円建取引(円建非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等を除く)であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	7.18	6.78	△0.40
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	7.18	6.78	△0.40
業務純益ベース	7.38	6.78	△0.60
当期純利益ベース	2.51	4.73	2.22

(注) 算定方法は以下のとおりであります。なお、純資産の部合計は新株予約権を控除しております。

$$\frac{\text{業務純益 又は 当期純利益}}{(\text{期首純資産の部合計} + \text{期末純資産の部合計}) \div 2} \times 100$$

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	3,427,988	3,775,669	347,681
預金(平残)	3,338,076	3,528,576	190,500
貸出金(末残)	2,536,687	2,621,395	84,708
貸出金(平残)	2,427,271	2,554,872	127,601

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	2,217,941	2,271,303	53,362
法人	1,205,643	1,497,453	291,810
計	3,423,584	3,768,756	345,172

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 個人ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
住宅ローン残高	401,800	429,182	27,382
その他ローン残高	82,047	84,525	2,478
計	483,847	513,707	29,860

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,652,271	1,722,941	70,670
総貸出金残高	② 百万円	2,536,687	2,621,395	84,708
中小企業等貸出金比率	①／② %	65.13	65.72	0.59
中小企業等貸出先件数	③ 件	89,100	91,036	1,936
総貸出先件数	④ 件	89,838	91,776	1,938
中小企業等貸出先件数比率	③／④ %	99.17	99.19	0.02

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	10	59	7	36
信用状	180	1,487	197	1,757
保証	867	14,335	814	15,455
計	1,057	15,882	1,018	17,249

6. 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	14,217	16,926,495	14,355	16,900,240
	各地より受けた分	13,954	17,520,520	14,080	17,257,409
代金取立	各地へ向けた分	335	585,946	326	576,797
	各地より受けた分	316	587,206	312	628,602

7. 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	5,531	6,500
	買入為替	17	24
被仕向為替	支払為替	6,102	7,064
	取立為替	208	184
計		11,860	13,774

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円、%)

	平成26年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	11.26
2. 連結における自己資本の額	254,632
3. リスク・アセットの額	2,261,250
4. 連結総所要自己資本額	90,450

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円、%)

	平成26年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	10.86
2. 単体における自己資本の額	243,316
3. リスク・アセットの額	2,239,057
4. 単体総所要自己資本額	89,562

(※)優先出資証券の概要

連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の額に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Hyakujushi Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし平成30年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、20日以上60日以下の事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を現金償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当率	年3.66%（平成30年1月まで固定） 平成30年7月以降は変動金利
発行総額	100億円（1口当たり10,000,000円）
払込日	平成20年2月7日
配当支払の内容	毎年1月25日及び7月25日（該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。）。但し、初回の配当支払日は平成20年7月25日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする銀行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が「清算期間」中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は配当減額指示若しくは監督期間配当指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成20年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日として、銀行が銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。但し、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施されるが、(1)支払不能証明書が交付されていないこと、(2)分配制限に服すること、(3)当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること、かつ、(4)当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと、を条件とする。
残余財産分配請求額	1口当たり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(貸借対照表計上額)で区分されております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成25年3月31日	平成26年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	11,208	10,269
危険債権	37,456	36,218
要管理債権	31,156	31,363
正常債権	2,493,500	2,581,170

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行においては、前中期経営計画のもと、地域経済発展のため積極的かつ柔軟に対応すべく、変革の気概を持ち、新たな価値の創造につとめてまいりましたが、東日本大震災発生、円高進行や欧州債務危機などの外部要因が重なり、収益構造の変革は道半ばにあり、今後も収益力の向上が課題であると認識しております。

このような状況を受け、当行は本年4月に新中期経営計画「ベスト・パートナーズ・プラン（計画期間：平成26年度～28年度）」をスタートさせました。本計画では、「地域とお客さまの未来に貢献する金融サービス集団」を目指すべき姿に掲げ、「リテール取引の徹底推進」、「市場運用力の強化」、「組織力・人材力の強化」を基本戦略としております。基本戦略に基づく各施策を着実に実行するとともに、取引基盤を一層拡充し、収益力の向上による経営の健全性と安定性を確固たるものとしてまいります。

あわせて、皆さまから揺るぎないご信頼をいただけますよう、環境保全や社会貢献などのCSR活動及びコンプライアンスや顧客保護にかかる内部管理態勢の一層の充実に当行グループの総力を挙げて取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

当行グループでは、これらの事業等のリスクの存在を十分に認識し、その発生の回避及び発生した場合の適切な対応につとめてまいる所存であります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 不良債権及び与信費用（一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理費用）の状況

当行グループの与信取引先の業況悪化や不動産担保価額の低下が続いた場合、不良債権が増加し、それに伴い与信費用が増加するおそれがあります。

当行グループでは、不良債権の発生につきましては、適正かつ十分な貸倒引当金を計上したうえで、迅速な最終処理を図ってまいりました。また、本部内に設置した「経営サポートグループ」と営業店が一体となり、業績不振企業の経営改善支援に取り組むなど不良債権の発生防止にも注力しており、今後とも不良債権の圧縮と与信費用の低減につとめてまいります。

(2) 有価証券保有に係るリスク

① 株価下落のリスク

当行グループは、お取引先企業との関係強化等を目的として政策投資株式を保有しており、株価の下落が進んだ場合、株式の評価損（株式等償却）が発生するおそれがあります。

② 債券価格下落のリスク

当行グループは、資金運用の一環として国債等の債券投資を行っており、長期金利が上昇した場合、債券価格が下落し債券の評価損が発生するおそれがあります。

当行では、債券ポートフォリオの入れ替え等により残存期間の短縮化を図るとともに、評価損の発生した債券の一部を売却する等により、長期金利上昇に備えております。

(3) デリバティブ取引に関するリスク

当行グループでは金利や為替相場等の変動リスクのヘッジ目的やお客さまに対する各種リスクヘッジ手段の提供等のためデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引の主なリスクには、市場価格の変動によって損失が発生する市場リスクと取引相手の倒産等による契約不履行に伴う信用リスクがあり、自己資本比率規制（国内基準）に基づくカレントエクスポージャー方式により算出した平成26年3月末の信用リスク相当額は30,116百万円であります。

これらのリスクにつきましては、当行ではリスク管理体制を整備し、取引方針、取引限度額、損失限度額等を定めリスク管理につとめておりますが、想定を超える相場変動や取引相手の契約不履行があった場合、当行グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事務リスク

当行グループでは主たる業務である、預金、為替、貸出などの銀行業務に加えて、リース業務、信用保証業務、クレジットカード業務など幅広い金融サービスに係る事業を行っております。これらの多様な業務の遂行におきまして、不正確な事務、あるいは不正や過失などによる不適切な事務が行われた場合、当行グループの信用・評価に影響を及ぼすとともに金融資産の喪失や損害賠償に係る費用が発生するおそれがあります。また、重大な事務リスクが顕在化した場合には、当行グループの業務の遂行、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

当行グループではこのようなリスクが内在することを認識した上で、これを防止するために事務管理規定及び職務権限規定を定めて事務管理体制を構築し、さらに、定期的な監査、事務指導の実施並びに管理者の育成を継続的に行っております。

(5) コンプライアンスリスク

当行グループは、業務を遂行する上で様々な法令諸規則の適用を受けており、これらの法令諸規則が遵守されなかった場合には、当行グループの信用・評価に影響を及ぼすとともに当行グループの業務の遂行、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

このため、当行グループでは、役職員一人ひとりが法令諸規則を遵守していくと同時に、高い倫理観に支えられた行動をとること、すなわちコンプライアンスを充実させることを経営の最重要課題のひとつとして取り組んでおります。

(6) システムリスク

当行では、業務の多様化、高度化に対応するため、勘定系オンラインシステムをはじめとする各種システムを用いております。これらのシステムは、コンピュータ等のハードウェア、ソフトウェア及び通信回線等のネットワークから構成されており、システムのダウンや誤作動、通信回線の故障やコンピュータの不正使用が発生した場合は、業務の遂行や当行の社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

当行では、こうしたシステムリスクに対して、データのバックアップの取得や通信回線の二重化等の措置を講じるとともに、大規模災害等に備えた基幹システムのバックアップシステムを構築しております。また、「セキュリティスタンダード」を策定し、具体的安全対策基準を定めることにより、システムの安全性確保にもつとめております。

(7) 自己資本比率

当行グループは、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた国内基準（現時点では4%）以上に維持することが求められております。

当行グループの自己資本比率が当該基準を下回った場合は、金融庁長官から銀行業務の健全かつ適切な運営を確保するために、業務の全部若しくは一部の停止などの命令を受けることとなります。

なお、平成26年3月末の当行の自己資本比率は、連結ベースで11.26%、単体ベースで10.86%と国内基準を上回っております。

今後とも収益力の強化と安定化を進めることにより更に自己資本の拡充を図ってまいります。

(8) その他のリスク

① 年金債務

当行の年金資産の時価が下落した場合、当行の年金資産の運用利回りが低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります、金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年金積立額にマイナスの影響を与える可能性があります。

② 規制変更等のリスク

当行グループは現時点での規制（法律、規則、政策、実務慣行等）に従って業務を遂行しておりますが、将来におけるこれらの規制の新設・変更・廃止並びにそれらに伴い生じる事態が、当行グループの業務の遂行、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 格付低下のリスク

当行は格付機関より格付を取得しておりますが、この格付が当行の業績悪化の事態を受け、引き下げになった場合、当行の資本・資金調達条件の悪化等により当行の業務の遂行、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 流動性リスク

当行は、資金の運用と調達の期間ミスマッチの発生、予期せぬ資金流出あるいは市場の混乱により市場取引ができなくなった場合に必要な資金を確保できなくなる可能性があります。また、この場合、通常よりも著しく不利な取引条件での資金調達を余儀なくされる場合があります、損失が発生し業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 競争

近年、わが国の金融制度は大幅に規制が緩和されてきており、金融業界の競争は一段と激しさを増しております。その結果、当行が、他の金融機関等との競争において競争優位性を得られない場合、当行グループの業務の遂行、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 風評リスク

当行グループの業務は金融業という業種柄、お客さまや市場関係者からの信用、信頼の上に成り立っております。そのため、当行グループや金融業界に対する風説、風評が発生し、マスコミ報道やインターネット等を通じ伝播した場合には、お客さまや市場関係者の当行グループに対する事実と異なる理解・認識を招くおそれがあり、当行の業務の遂行、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 情報の漏洩等

当行グループは、業務の遂行上、顧客情報及び経営情報を大量に保有しておりますが、これらの情報の漏洩、紛失、改ざん、不正使用などが発生した場合、当行グループの社会的信用の失墜などにより、業務の遂行、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 地域経済の動向に影響を受けるリスク

当行は、香川県を中心とし、11都府県に亘る広域店舗営業体制を敷く地方銀行であり、各地域の特性に応じた営業推進を行っておりますが、営業基盤とする地域経済が悪化した場合には、取引先の信用状況の悪化等により、業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 為替リスク

当行は資産及び負債の一部を外貨建てとしており、為替相場の不利な変動によっては、業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 繰延税金資産に係るリスク

現時点の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税務上の便益を繰延税金資産として貸借対照表に計上することが認められております。当行グループの将来の課税所得の予測に基づいて繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断される場合や会計基準等の変更により繰延税金資産の計上額が制限される場合には、繰延税金資産は減額され、その結果、当行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 劣後債務に係るリスク

当行が、自己資本比率算定上の自己資本の額に算入している劣後債務の期限到来に際し、自己資本に参入可能な劣後債務が再調達できない場合、自己資本の額に算入される劣後債務の額が減少し、当行の自己資本比率が低下する可能性があります。

⑫ 権利行使の困難性に係るリスク

不動産市場の流動性欠如や価格下落及び有価証券の価格下落等の事情により、担保権を設定した不動産及び有価証券を換金し、又は貸出先の保有する資産に対して強制執行することが事実上できない可能性があります。この場合、与信費用が増加し、当行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 災害等に係るリスク

地震等の自然災害や、停電等の社会インフラの障害、あるいは新型インフルエンザ等感染症の流行によって、店舗等の施設・役職員が被害を受けること、及び地域経済が悪化すること等により、当行グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであり、将来生じる様々な要因により変動する可能性がありますのでご注意ください。

(1) 財政状態の分析

① 預金・預り資産

個人、法人及び公共預金がいずれも増加しました結果、当連結会計年度末の預金残高は、前連結会計年度末比3,485億円増加して3兆7,693億円となり、譲渡性預金を含めた総預金では、前連結会計年度末比3,009億円増加して3兆9,534億円となりました。

また、お客さまの資金運用ニーズの多様化にお応えするため、個人年金保険、公共債及び投資信託などの預金以外の運用性商品の品揃え充実につとめております。当連結会計年度末の預り資産残高は、投資信託及び個人年金保険が増加しましたが、公共債の減少により、前連結会計年度末比69億円減少して3,713億円となりました。

② 貸出金

個人向け、法人向け及び公共向け貸出金がいずれも増加しました結果、当連結会計年度末の貸出金残高は、前連結会計年度末比858億円増加して2兆6,142億円となりました。

○リスク管理債権の状況

不良債権に対しましては、適正かつ迅速な処理を進める一方、お取引先の業況改善支援にも積極的に取り組んでまいりました結果、当連結会計年度末のリスク管理債権は、774億円となり、前連結会計年度末比17億円減少しました。今後も、資産の健全性向上に、より一層つとめてまいり所存であります。

リスク管理債権 (連結ベース)		平成25年3月31日 (A)	平成26年3月31日 (B)	増 減 (B) — (A)
破綻先債権額	百万円	2,381	1,461	△920
延滞債権額	百万円	45,633	44,636	△997
3カ月以上延滞債権額	百万円	423	416	△7
貸出条件緩和債権額	百万円	30,734	30,947	213
合計	百万円	79,172	77,462	△1,710
貸出金残高比率	%	3.13	2.96	△0.17

(注) 上表の金額、比率は、部分直接償却後の計数であります。

③ 有価証券

債券運用による利息収益の確保に加え、相場変動への機動的な対応によるポートフォリオの収益性向上につとめました結果、当連結会計年度末の有価証券残高は、前連結会計年度末比172億円増加して1兆3,356億円となりました。なお、当連結会計年度末の「その他有価証券」の差引評価益は、前連結会計年度末比6億円減少して585億円となりました。

(2) 経営成績の分析

① 経常収益

金利低下などに伴い資金運用収益が減少しましたが、国債等債券売却益の増加によるその他業務収益の増加及び株式等売却益の増加や貸倒引当金戻入益の計上によるその他経常収益の増加などにより、当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度比58億90百万円増加して805億80百万円となりました。

② 経常費用

国債等債券売却損の増加によりその他業務費用が増加しましたが、不良債権処理費用及び株式等償却の減少によるその他経常費用の減少などにより、当連結会計年度の経常費用は、前連結会計年度比51億13百万円減少して587億22百万円となりました。

③ 経常利益、当期純利益

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度比110億3百万円増加して218億57百万円となりました。また、当期純利益は、前連結会計年度比53億79百万円増加して112億30百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、預金の増加等により、2,247億1百万円のプラスとなり、前連結会計年度比では2,175億77百万円増加しました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、有価証券の取得等により、77億55百万円のマイナスとなり、前連結会計年度比では667億2百万円増加しました。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、配当金の支払い及び自己株式の取得等により、37億58百万円のマイナスとなり、前連結会計年度比では15億56百万円減少しました。

これらの結果、「現金及び現金同等物」は前連結会計年度末比2,131億96百万円増加し、当連結会計年度末残高は3,165億29百万円となりました。

当行グループにおきましては、今後とも資産の健全性向上を図るとともに、効率的な資金調達・資金運用及び、貸出業務及び有価証券業務並びに手数料ビジネスを中心とした収益力の強化・安定化につとめ、合わせて業務・事務の合理化及び経費の削減を更に推進し、経営体質の一層の強化を図ってまいります。

なお、第2「事業の状況」に記載の課税取引には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行グループの設備投資につきましては、お客さまの利便性の向上を図るため、香川県内を中心として、店舗等の拡充につとめております。また、業務の効率化とお客さまのニーズにお応えするため、事務機械や電子計算機関連の設備投資も積極的に行っております。

セグメントごとの設備投資につきましては、次のとおりであります。

銀行業におきましては、店舗、社宅関係の改修等に8億97百万円、事務機械等（ソフトウェアを含む）に21億32百万円など計30億29百万円の投資を行いました。

リース業におきましては、賃貸資産等の取得のため94百万円の投資を行いました。

また、その他事業におきましても賃貸ビルの改修等に4億41百万円の投資を行いました。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成26年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	—	本店 他85か店	香川県	銀行業	店舗	115,236 (25,029)	15,756	4,156	812	1,181	21,907	1,421
	—	東京支店 他1か店	東京都	銀行業	店舗	148 (—)	354	98	22	7	483	50
	—	名古屋支店	愛知県	銀行業	店舗	— (—)	—	6	1	2	10	15
	—	大阪支店 他3か店	大阪府	銀行業	店舗	653 (—)	454	113	33	8	609	69
	—	神戸支店 他3か店	兵庫県	銀行業	店舗	725 (725)	—	37	27	15	80	67
	—	広島支店 他1か店	広島県	銀行業	店舗	686 (—)	463	24	9	7	506	32
	—	岡山支店 他12か店	岡山県	銀行業	店舗	10,399 (2,678)	1,540	253	56	70	1,920	164
	—	福岡支店	福岡県	銀行業	店舗	— (—)	—	8	3	2	14	15
	—	松山支店 他4か店	愛媛県	銀行業	店舗	5,038 (—)	1,561	182	19	30	1,794	85
	—	高知支店 他1か店	高知県	銀行業	店舗	2,554 (—)	1,962	10	3	7	1,985	28
	—	徳島支店 他2か店	徳島県	銀行業	店舗	2,921 (1,041)	299	169	23	23	515	38
	—	事務 センター	香川県 高松市	銀行業	事務セ ンター	9,512 (—)	995	1,505	192	38	2,731	148
	—	体育館	香川県 高松市	銀行業	体育館	744 (—)	88	17	0	—	105	—
	—	厚生施設	香川県 さぬき市	銀行業	厚生 施設	7,243 (—)	213	0	0	—	214	—
	—	社宅・寮 28か所	香川県 高松市 他	銀行業	社宅 ・寮	22,858 (—)	4,552	1,346	23	—	5,922	—
	—	その他の 施設	香川県 高松市 他	銀行業	その他	9,270 (—)	335	19	15	—	370	—
連結 子会 社	百十四 リース (株)	賃貸資産	香川県 高松市 他	リース業	賃貸 資産	—	—	—	244	—	244	—

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員 数(人)
						面積(㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
連結 子会 社	日本橋 不動産 (株)	百十四 ビル 他7か所	香川県 高松市 他	その他	賃貸 ビル 他	13,972 (11,942)	315	3,323	89	—	3,727	6
	日本橋 不動産 (株)	新日本橋 ビル	東京都 中央区	その他	賃貸 ビル 他	416 (—)	483	125	0	—	610	2

- (注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め1,228百万円であります。
2. 「銀行業セグメント」の動産は、事務機械86百万円、その他1,159百万円であります。
3. 当行の海外駐在員事務所2か所、代理店1か所及び店舗外現金自動設備177か所は「銀行業セグメント」に含めて記載しております。
4. 「銀行業セグメント」には、連結会社以外に貸与している土地が含まれており、その内容は次のとおりであります。
- 土地 3,974百万円(8,258㎡)

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメン トの名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
当行	電子計算機等	香川県 高松市他	新設	銀行業	電子計算機そ の他事務機器 (ソフトウェアを含む)	3,953	1,937	自己資金	—	—
	その他	香川県 高松市他	改修	銀行業	店舗・社宅等	49	—	自己資金	—	—

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 「電子計算機等」の主なものは平成27年3月までに設置予定であります。
3. 「その他」の主なものは、店舗等の改修「当行」4ヶ所であり平成27年3月までに完成の予定であります。

(2) 除却、売却

重要な設備の除却、売却予定はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	993,000,000
計	993,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	310,076,069	同左	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。また、単元株式数は1,000株であります。
計	310,076,069	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成21年6月26日開催の取締役会において決議された株式報酬型ストック・オプション

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	507 (注) 1	507 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,700 (注) 2	50,700 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日～平成51年7月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 418円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

平成22年 6 月29日開催の取締役会において決議された株式報酬型ストック・オプション

	事業年度末現在 (平成26年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	863 (注) 1	863 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	86,300 (注) 2	86,300 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年 7 月27日～平成52年 7 月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 315円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

平成23年 6 月29日開催の取締役会において決議された株式報酬型ストック・オプション

	事業年度末現在 (平成26年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	1,050 (注) 1	1,050 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105,000 (注) 2	105,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年 7 月27日～平成53年 7 月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 279円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

平成24年 6 月28日開催の取締役会において決議された株式報酬型ストック・オプション

	事業年度末現在 (平成26年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	1, 458 (注) 1	1, 458 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	145, 800 (注) 2	145, 800 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年 7 月25日～平成54年 7 月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 256円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

平成25年 6 月27日開催の取締役会において決議された株式報酬型ストック・オプション

	事業年度末現在 (平成26年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	1, 725 (注) 1	1, 725 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	172, 500 (注) 2	172, 500 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1 円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年 7 月24日～平成55年 7 月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 321円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に定めるところに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

当行が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併、会社分割を行う場合その他これに準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

②上記①の規定にかかわらず、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合にあっては、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては一括して行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2に準じて決定する。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たりの金額を 1 円とする。

④新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑥新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑦新株予約権の取得に関する事項

イ. 新株予約権者が権利を行使する前に、前記(注)3の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会(株主総会が不要な場合は当行の取締役会)において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年6月11日 (注)	△5,000	310,076	—	37,322	—	24,920

(注) 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	59	33	820	163	—	6,515	7,590	—
所有株式数 (単元)	—	109,790	2,083	107,743	27,110	—	61,372	308,098	1,978,069
所有株式数 の割合(%)	—	35.63	0.68	34.97	8.80	—	19.92	100.00	—

- (注) 1. 自己株式9,711,832株のうち、従業員持株E S O P信託が所有する当行株式は「個人その他」に1,773単元、
当行所有の自己株式は「個人その他」に7,938単元、「単元未満株式の状況」に832株含まれております。
2. 「その他の法人」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が14単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	18,285	5.89
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	9,500	3.06
日本ハム株式会社(注)1	大阪市北区梅田2丁目4番9号	8,434	2.72
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	6,645	2.14
太平洋セメント株式会社(注)2	東京都港区台場2丁目3番5号	5,952	1.91
株式会社タダノ	香川県高松市新田町甲34番地	5,885	1.89
三井造船株式会社(注)3	東京都中央区築地5丁目6番4号	5,845	1.88
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	5,762	1.85
百十四銀行従業員持株会	香川県高松市亀井町5番地の1	5,179	1.67
三菱重工業株式会社	東京都港区港南2丁目16番5号	4,777	1.54
計	—	76,268	24.59

- (注) 1. 「日本ハム株式会社」の所有株式数のうち、5,000千株は退職給付信託に拠出してありますが、議決権の指
図権は同社が留保しております。
2. 「太平洋セメント株式会社」の所有株式数のうち、5,952千株は退職給付信託に拠出してありますが、議決
権の指図権は同社が留保しております。
3. 「三井造船株式会社」の所有株式数のうち、2,000千株は退職給付信託に拠出してありますが、議決権の指
図権は同社が留保しております。
4. 上記のほか、自己株式9,711千株(うち、当行所有7,938千株、従業員持株E S O P信託1,773千株)があり、
発行済株式総数に対する割合は3.13%であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等) (注) 1	(自己保有株式) 普通株式 7,938,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他) (注) 2	普通株式 300,160,000	300,160	同上
単元未満株式 (注) 3	普通株式 1,978,069	—	同上
発行済株式総数	310,076,069	—	—
総株主の議決権	—	300,160	—

(注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」は、全て当行所有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式(その他)」には、従業員持株E S O P信託が所有する当行株式1,773,000株(議決権の数1,773個)及び株式会社証券保管振替機構名義の株式14,000株(議決権の数14個)が含まれております。

3. 「単元未満株式」には、当行所有の自己株式832株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社百十四銀行	香川県高松市亀井町 5番地の1	7,938,000	1,773,000	9,711,000	3.13
計	—	7,938,000	1,773,000	9,711,000	3.13

(注) 「他人名義所有株式数(株)」は従業員持株E S O P信託の信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口)(東京都港区浜松町2丁目11番3号)が所有しております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当行は、株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。その制度の内容は、以下のとおりであります。

①平成21年6月26日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	———
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

②平成22年6月29日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	———
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

③平成23年 6 月29日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成23年 6 月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	———
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

④平成24年 6 月28日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成24年 6 月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	———
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

⑤平成25年 6 月27日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成25年 6 月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

⑥平成26年 6 月27日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成26年 6 月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役(社外取締役を除く)10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	136,600株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	[募集事項] 3.(5)に記載しております。
新株予約権の行使の条件	[募集事項] 3.(8)に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—————
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	[募集事項] 3.(10)に記載しております。

決議された新株予約権の募集事項については次のとおりであります。

[募集事項]

1. 新株予約権の名称

株式会社百十四銀行 第6回新株予約権

2. 新株予約権の割当日 平成26年 7 月25日

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数

当行取締役に付与する新株予約権は1,366個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズモデル」により算定される公正な評価額とする。

(注) 新株予約権の割り当てを受けた者に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、当行が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併、会社分割を行う場合その他これに準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成26年7月26日から平成56年7月25日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

② 上記①の規定にかかわらず、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合にあっても、平成55年7月27日(権利行使期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日)以降は、一括して新株予約権を行使できる。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、前記(8)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会(株主総会が不要な場合は当行の取締役会)において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(3)に準じて決定する。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

前記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(5)に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記(6)に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

前記(8)に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の取得に関する事項

前記(9)に準じて決定する。

(11) 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

(12) 当行は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(13) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

対象者	人数	新株予約権数
当行の取締役(社外取締役を除く)	10名	1,366個
合計	10名	1,366個

(14) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所

香川県高松市亀井町5番地の1

株式会社 百十四銀行 本店営業部

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

「従業員持株E S O P信託」の導入

当行は、平成24年2月3日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下、「E S O P信託」という。）を導入しております。

① 従業員株式所有制度の概要

(イ) E S O P信託導入の目的

当行の業績向上に対する従業員の労働意欲の向上や従業員の経営参画を促すとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することにより中長期的な企業価値を高めることを目的とし、当行従業員へのインセンティブ・プランとしてE S O P信託を導入しております。

(ロ) E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当行株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

当行が「百十四銀行従業員持株会」（以下、「当行持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたり当行持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当行株式を毎月一定日に当行持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当行が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(ハ) 信託契約の内容

(i) 信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
(ii) 信託の目的	当行持株会に対する当行株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
(iii) 委託者	当行
(iv) 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
(v) 受益者	当行持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
(vi) 信託管理人	当行と利害関係のない第三者
(vii) 信託契約日	平成24年2月8日
(viii) 信託の期間	平成24年2月8日～平成29年3月20日

② 従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

3,185,000株

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

受益者要件を充足し、受益者確定手続完了日において受益者として確定された当行持株会会員

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成25年8月5日)での決議状況 (取得期間 平成25年8月6日～平成26年3月20日)	4,000,000	1,600,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	4,000,000	1,510,256,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	89,744,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.00	5.60
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	0.00	5.60

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	16,848	5,974,154
当期間における取得自己株式	271	92,174

(注) 「当期間における取得自己株式」には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の買増請求)	1, 196	457, 944	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	51, 300	51, 300	—	—
その他(従業員持株E S O P信託 口から当行従業員持株会への売却)	665, 000	227, 605, 000	62, 000	20, 956, 000
保有自己株式数	9, 711, 832	—	9, 650, 103	—

(注) 1. 当期間における「その他(単元未満株式の買増請求)」には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式数は含めておりません。

2. 当期間における「その他(従業員持株E S O P信託口から当行従業員持株会への売却)」には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの従業員持株E S O P信託口が当行従業員持株会に売却した株式数は含めておりません。

3. 「保有自己株式数」には、当行保有の自己株式のほか従業員持株E S O P信託口が所有する当行株式を含めて記載しております。

当事業年度 1, 773, 000株 当期間 1, 711, 000株

4. 当期間における「保有自己株式数」には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、買増し及び従業員持株E S O P信託口が当行従業員持株会へ売却した株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当行の剰余金の配当の回数は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当行は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、当行は、内部留保の充実等財務体質の強化を図りながら、安定した配当を継続的にを行うことを基本方針としております。また、配当性向を高め、株主の皆さまの価値向上につなげるため、平成20年3月期の期末配当金より1株当たり3円50銭の配当とさせていただいております。

上記基本方針に基づき、当事業年度(平成26年3月期)の配当につきましては、中間・期末配当金ともに1株当たり3円50銭とし、年間配当金は1株当たり7円00銭とさせていただいております。

なお、内部留保金の使途につきましては、営業基盤の拡充並びに経営体質の強化を図るためのシステム投資やお客さまサービスの向上を図るための店舗設備などに有効活用してまいります。

当行は、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る資本準備金又は利益準備金の計上額はありません。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成25年11月11日 取締役会決議	1,055	3.5
平成26年6月27日 定時株主総会決議	1,051	3.5

(注) 平成25年11月11日取締役会決議の「配当金の総額」には、従業員持株E S O P信託に対する配当金7百万円を含めておりません。

また、平成26年6月27日定時株主総会決議の「配当金の総額」には、従業員持株E S O P信託に対する配当金6百万円を含めておりません。これらは同信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第141期	第142期	第143期	第144期	第145期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	495	397	413	395	426
最低(円)	314	249	251	273	284

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	404	389	384	373	343	362
最低(円)	352	345	337	330	301	308

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役会長		竹 崎 克 彦	昭和15年8月7日生	昭和38年4月 平成8年7月 平成9年6月 平成10年2月 平成11年6月 平成12年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年6月 平成21年6月	当行に入行 東京支店長 取締役東京支店長 取締役総合企画部長 取締役本店営業部長 常務取締役本店営業部長 常務取締役事務本部本部長 兼経営管理本部副本部長 専務取締役営業本部本部長 兼経営管理本部副本部長 専務取締役営業本部本部長 取締役頭取 取締役会長(現職)	平成 25年 6月 から 2年	77
取締役頭取	代表取締役	渡 邊 智 樹	昭和27年3月9日生	昭和49年4月 平成15年1月 平成16年6月 平成18年3月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成21年6月	当行に入行 大阪支店長 取締役東京支店長 取締役東京支店長 兼東京公務部長 常務取締役経営企画部長 常務取締役 取締役専務執行役員 取締役頭取(現職)	平成 25年 6月 から 2年	56
取締役 専務執行役員	代表取締役	平 尾 幸 夫	昭和25年7月30日生	昭和49年4月 平成9年7月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成21年6月 平成23年4月	当行に入行 松島支店長 事務統括部システム担当部長 取締役市場国際部長 取締役執行役員市場国際部長 取締役常務執行役員 取締役専務執行役員(現職)	平成 25年 6月 から 2年	37
取締役 専務執行役員	代表取締役	矢 野 年 紀	昭和26年4月22日生	昭和49年4月 平成16年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成22年4月 平成24年4月	当行に入行 高松支店長 審査部長 取締役審査部長 取締役執行役員審査部長 取締役常務執行役員 取締役専務執行役員(現職)	平成 25年 6月 から 2年	43
取締役 常務執行役員		入 江 澄	昭和29年1月6日生	昭和52年4月 平成17年3月 平成19年6月 平成21年6月 平成22年4月 平成22年6月	当行に入行 広島支店長 経営企画部長 執行役員経営企画部長 常務執行役員 取締役常務執行役員(現職)	平成 25年 6月 から 2年	29
取締役 常務執行役員		飯 田 憲 明	昭和28年2月20日生	昭和50年4月 平成15年1月 平成18年6月 平成21年6月 平成23年4月 平成24年4月 平成24年6月	当行に入行 倉敷支店長 高松支店長 執行役員岡山支店長 常務執行役員岡山支店長 常務執行役員 取締役常務執行役員(現職)	平成 25年 6月 から 2年	22
取締役 常務執行役員		西 川 隆 治	昭和30年10月29日生	昭和53年4月 平成14年2月 平成14年11月 平成20年1月 平成22年4月 平成24年4月 平成24年6月	当行に入行 秘書室次長 経営企画部部長代理 秘書室長 執行役員丸亀支店長 常務執行役員 取締役常務執行役員(現職)	平成 25年 6月 から 2年	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員		安 藤 陽 徳	昭和28年12月18日生	昭和51年4月 平成18年3月 平成21年6月 平成23年4月 平成24年4月 平成25年4月 平成25年6月	当行に入行 明石支店長 執行役員大阪支店長 常務執行役員大阪支店長 常務執行役員営業統括部長 常務執行役員 取締役常務執行役員(現職)	平成 25年 6月 から 2年	14
取締役 常務執行役員		木 内 照 朗	昭和30年9月17日生	昭和54年4月 平成15年6月 平成20年1月 平成22年4月 平成24年4月 平成25年4月 平成25年6月	当行に入行 太田支店長 観音寺支店長 執行役員東京支店長 執行役員経営企画部長 常務執行役員 取締役常務執行役員(現職)	平成 25年 6月 から 2年	7
取締役 常務執行役員		香 川 亮 平	昭和33年11月21日生	昭和57年4月 平成16年2月 平成18年3月 平成22年1月 平成22年4月 平成24年4月 平成26年4月 平成26年6月	当行に入行 神戸支店副支店長 経営企画部部長代理 経営企画部副部長 経営企画部長 執行役員神戸支店長 常務執行役員 取締役常務執行役員(現職)	平成 26年 6月 から 1年	9
取締役		金 森 越 哉	昭和26年12月10日生	昭和51年4月 平成9年4月 平成16年7月 平成19年7月 平成22年7月 平成25年6月 平成26年6月	文部省に入省 香川県教育委員会教育長 文部科学省高等教育局私学部長 同 初等中等教育局長 同 文部科学審議官 一般財団法人教職員生涯福祉財団 専務理事(現職) 当行取締役(現職)	平成 26年 6月 から 1年	—
常任監査役	常勤	稲 毛 勉	昭和28年7月18日生	昭和52年4月 平成15年6月 平成18年6月 平成21年6月 平成22年4月 平成22年6月 平成24年4月 平成24年6月 平成26年6月	当行に入行 明石支店長 リスク統括部長 執行役員リスク統括部長 常務執行役員 取締役常務執行役員 取締役 監査役 常任監査役(現職)	平成 24年 6月 から 4年	58
常勤監査役	常勤	里 見 昌 信	昭和29年7月13日生	昭和52年4月 平成14年2月 平成17年3月 平成20年6月 平成21年6月 平成24年4月 平成26年4月 平成26年6月	当行に入行 長尾支店長 秘書室長 人事部長 執行役員人事部長 執行役員監査部長 執行役員監査部担当補佐 監査役(現職)	平成 26年 6月 から 2年	18
監査役	非常勤	真 鍋 洋	昭和29年7月30日生	昭和54年4月 平成18年7月 平成19年1月 平成19年7月 平成21年3月 平成21年7月 平成22年6月 平成23年4月 平成24年3月 平成24年4月 平成24年6月 平成25年4月 平成26年4月	日本生命保険相互会社に入社 同 取締役 同 取締役執行役員 同 執行役員 同 常務執行役員 同 取締役常務執行役員 当行監査役(現職) 日本生命保険相互会社 取締役専務執行役員 同 取締役 あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社 専務執行役員 同 取締役専務執行役員 同 取締役副社長執行役員 同 代表取締役副社長執行役員 (現職)	平成 23年 6月 から 4年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役	非常勤	寺 東 一 郎	昭和21年5月1日生	昭和44年7月 平成8年6月 平成12年6月 平成15年5月 平成17年1月 平成17年6月 平成19年6月 平成22年6月 平成23年6月 平成23年6月 平成24年6月 平成26年6月	株式会社三菱銀行に入行 株式会社東京三菱銀行取締役 同 常務取締役 同 常務執行役員 同 専務執行役員 株式会社ニコン 代表取締役副社長兼CFO 同 代表取締役 兼副社長執行役員兼CFO 同 代表取締役 兼副社長執行役員 同 顧問 日本碍子株式会社監査役(現職) 当行監査役(現職) 株式会社牧野フライス製作所 取締役(現職)	平成 24年 6月 から 4年	—
監査役	非常勤	桑 城 秀 樹	昭和23年9月25日生	昭和56年4月 昭和59年5月 平成15年6月 平成16年4月 平成18年4月 平成21年10月 平成21年10月 平成25年6月 平成26年6月	弁護士登録(現職) 桑城法律事務所開設(現在) 日本弁護士連合会弁護士制度改革 推進本部委員 香川県弁護士会会長 高松簡易裁判所調停委員 香川労働局紛争調整委員会委員 (現職) 香川県人事委員会委員長(現職) 当行監査役(現職) 日本弁護士連合会裁判官制度改革・ 地域司法計画推進本部委員(現職)	平成 25年 6月 から 4年	—
計							390

- (注) 1. 取締役金森越哉は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役真鍋洋、寺東一郎及び桑城秀樹は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当行は、取締役会等会社機関の役割の明確化と機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。
有価証券報告書提出日現在の執行役員(取締役を兼務する役員を除く。)は次のとおりであります。

常務執行役員	綾田 裕次郎	
常務執行役員	小槌 和志	本店営業部長
常務執行役員	伊丹 修	営業統括部長
常務執行役員	森 孝司	東京支店長 兼 東京公務担当部長 兼 東京事務所長
常務執行役員	松原 哲裕	
執行役員	松本 信二	大阪支店長
執行役員	田村 忠彦	事務統括部長
執行役員	三宅 雅彦	個人営業部長
執行役員	三宅 康夫	総務部長
執行役員	白鳥 一雄	今治支店長
執行役員	頼富 俊哉	観音寺支店長 兼 観音寺南支店長
執行役員	西川 良隆	金融業務部長
執行役員	宮滝 孝之	融資部長
執行役員	大山 揮一郎	岡山支店長
執行役員	善勝 光一	丸亀支店長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制の概要等

当行では、経営理念として「お客さま・地域社会との共存共栄」「活気ある企業風土の醸成」「健全性の確保と企業価値の創造」を掲げております。

この経営理念を実現するため、収益性・健全性を高めるとともに、経営の効率化及び透明性の向上につとめ企業価値を一層高めることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

こうした考えのもと、取締役、監査役制度を軸として、また、組織横断的な事項に迅速に対応するために「収益管理委員会」「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」等を有効活用してコーポレート・ガバナンスの強化を図るために、以下の企業統治の体制を採用しており、また、基本的な価値観や倫理観を共有するため、「百十四銀行倫理規定」や「コンプライアンスマニュアル」等の役職員の行動規範を定め、その浸透につとめております。

(イ) 会社の機関の内容

(i) 取締役会及び執行役員制度について

当行の取締役会は、有価証券報告書提出日現在、取締役11名（うち社外取締役1名）で構成されております。

また、当行では、執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された執行役員（有価証券報告書提出日現在、執行役員23名、うち取締役兼務8名）が業務執行を担当し、業務執行に係る重要な事項については、常務執行役員以上をメンバーとする「経営執行会議」及び各委員会において協議・決定する体制としております。

(ii) 監査役制度について

当行は、監査役制度を採用しております。監査役会は有価証券報告書提出日現在、監査役5名（そのうち3名が社外監査役）で構成されております。

なお、公正かつ高い専門性を有し、会社経営に関する経験・知識や、法務・コンプライアンス及び財務・会計などに関する相当程度の知見を有している社外監査役を選任することにより、監査役制度の機能向上を図っております。

(ロ) 内部統制システムの整備の状況

(i) コンプライアンス体制について

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス法務室(コンプライアンス統括部署)が統括しており、コンプライアンス関係諸事項の一元的な管理を行っております。

また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において組織横断的な議論を行い、その成果をコンプライアンス体制整備に関する経営の意思決定・実施施策に反映しております。

あわせて、各部室店において、コンプライアンスを実践・浸透させるため、コンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を任命し、コンプライアンス状況のチェックやコンプライアンスの勉強会を実施するなどコンプライアンスの浸透につとめており、内部監査部門である監査部は、コンプライアンスの状況について監査を実施しております。

法令違反行為等については、職員等が直接情報提供を行う手段として「内部通報制度(‘ほっと’ダイヤル)」を設け、運営しております。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求は断固として拒絶しております。

マネー・ローンダリング等の防止につきましては、「マネー・ローンダリング等防止ポリシー」のもと、マネー・ローンダリング等防止態勢を整備し、当行が犯罪資金の経路として利用されることを防止しております。

(ii) リスク管理体制について

リスク管理につきましては、当行は取締役会で決定した「リスク管理基本規定」において管理対象のリスク(信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びオペレーショナル・リスク)ごとに所管する部署と管理規定を定めるとともに、リスク管理全体を統括するリスク統括部(リスク統括部署)を設置して一元的に行う体制を整備しております。

また、頭取を委員長とするリスク管理委員会及びその下部組織であるリスクごとの管理部会を設置して、リスク管理に関する事項を組織横断的に協議し、リスク管理の体制整備を図っており、内部監査部門である監査部は、リスク管理の状況について監査を実施しております。

緊急時対策につきましては、緊急時の基本原則、対応態勢の重要事項を定めた緊急時対策規定等を整備し、緊急事態発生時において適切に対応するための態勢を整備しております。

(iii) 財務報告に係る内部統制の管理体制について

財務報告の信頼性を確保するため、取締役会で決定した「財務報告に係る内部統制規定」等に基づき、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を整備する部署として「内部統制取り纏め部署」（経営企画部）を、各業務毎に業務手続を主管し統制活動を実施する部署として「内部統制実施部署」（当行各部室及び連結子会社）を、内部統制の整備・運用状況の有効性を評価する部署として「内部統制評価部署」（監査部）を定め、内部統制の整備・運用及びその有効性評価を実施する管理体制を構築しております。

(iv) その他の内部統制システムについて

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、適切に保存及び管理（廃棄を含む）するものとし、取締役及び監査役が、これらの文書等を閲覧できる体制を構築しております。

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

取締役会において取締役の職務分担を定めるとともに、「内規」「職務権限規定」により各部室の職務分掌及び職務権限を明確に規定することにより、職務執行の効率性を確保しております。

また、経営目標を明確に設定し、その達成についてIT技術を活用した管理会計導入などにより合理的評価を実施するとともに、その結果が定期的に取締役に確実に伝達される体制を構築し、これらを活用した経営改善を全行的に検討することにより、更なる業務の効率化を図っております。

- ・当行グループにおける業務の適正を確保するための体制について

「百十四グループ会社運営管理基準書」に従い、当行とグループ会社がお客さまに対し総合的かつ高度な金融サービスを提供できるよう、その機能の強化につとめております。

当行とグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備しております。

当行とグループ会社は、保有する反社会的勢力の情報を共有し、グループ全体をあげて反社会的勢力との関係遮断を徹底しております。

当行とグループ会社で締結した「検査に関する協定書」に基づき、監査部が年2回の定例検査を実施し、コンプライアンス体制、リスク管理体制を含む内部統制のモニタリングを行い、当行グループにおける業務の適正さの確保を図っております。

グループ会社はその機能・役割に応じ、当行の関連各部室と連携をとって業務を進めて行くこととし、経営企画部がこれらを組織横断的に統括し管理しております。

- ・監査役の監査業務の補助等に関する事項について

監査役(会)直属の組織として監査役室を置き、専属の使用人を配置し、監査業務を補助しております。補助人の人事異動については監査役の意見を尊重しております。

- ・監査役への報告体制及び監査役監査の実効性を確保するための体制について

取締役または使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに違反する事項等を速やかに報告する体制を整備しております。

報告の対象範囲及び方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、代表取締役と監査役の協議により決定する方法によっております。

監査役に対し、経営執行会議及び委員会に出席し意見を述べる機会を提供するほか、委員会の下部機関である各部会にオブザーバーとして参加する機会も提供し、役職員と業務執行に関し議論・意見交換を行う場を創出しております。

監査役と代表取締役は、定期的に情報交換会を実施しております。

- ・利益相反管理体制について

平成21年6月の銀行法等の改正により、当行又は関係グループ会社が行う取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理態勢の構築を義務付けられております。

当行は利益相反管理の適正な遂行のため、情報を集約し、利益相反のおそれのある取引の特定を行うとともに、利益相反管理統括責任者及び利益相反管理統括部署を設置し、利益相反のおそれのある取引の管理を一元的に行っております。

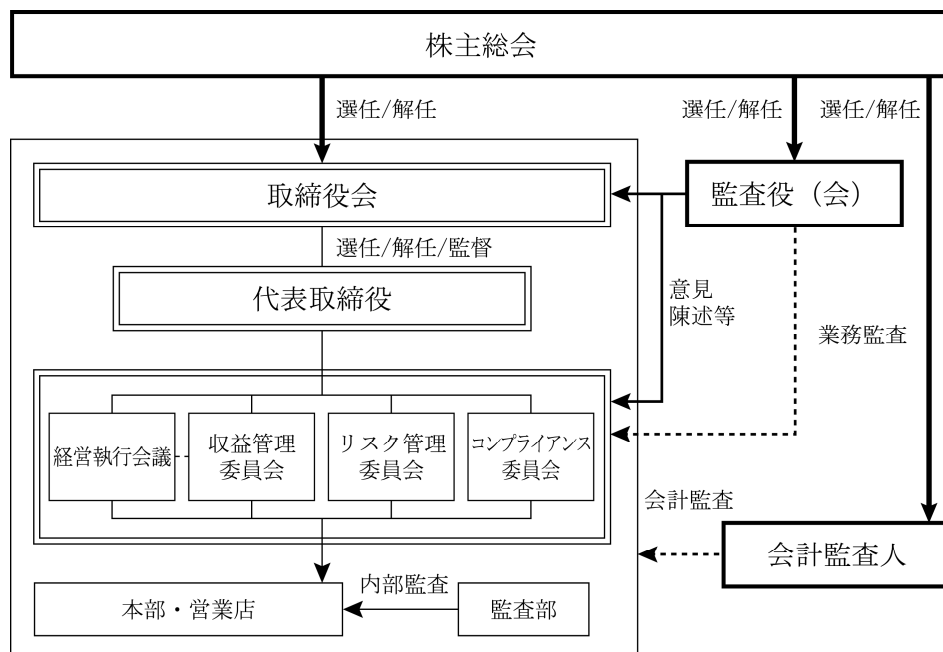
また、利益相反管理態勢の具体的内容を規定した「利益相反管理方針」等を策定のうえ、研修・教育を通じて行内及び関係グループ会社に周知徹底するなど、利益相反を適切に管理し、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な態勢整備を図っております。

・その他

経営上の判断の参考とするため、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、また、新日本有限責任監査法人からは、会計監査人の独立性を損なわない範囲内で、会計処理等に関して相談し、助言を受けております。

情報管理につきましては、個人情報等の安全管理を徹底するため、規定・要領等の策定、行内体制の整備などの対応を行うとともに、行内研修などを通じて役職員の教育につとめております。

経営執行の透明性の維持・向上のため、ミニディスクロージャー誌及びホームページにおけるリリース情報の充実など情報開示の拡充につとめております。



(ハ) 会社法第427条第1項に規定する責任限定契約の内容の概要

当行は、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(二) その他

(i) 取締役の定数

当行の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

(ii) 取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、並びに、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(iii) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項とその理由

・自己株式の取得

当行は、自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行が可能となるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

・中間配当

当行は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(iv) 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

② 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

(イ) 内部監査の状況について

業務の健全性及び適切性の維持・向上の観点から、独立部署である監査部（平成26年3月末現在、総員数34名）が内部監査部門として資産・リスク監査を随時実施するとともに、本部、営業店及び子会社等の業務運営が法令並びに事務手続等に基づき適切に実施されているかについて内部監査を実施し、その結果を経営者に報告しております。

(ロ) 監査役監査の状況について

各監査役は、監査役会において決定した監査方針、監査計画等に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や意見陳述を行うほか、本部、営業店及び子会社等に赴き、その業務執行及び財産の状況を調査するなど、監査・監督を適切に実施しております。

なお、監査役制度をより有効に機能させるため、監査役室を設置し専属のスタッフが監査役をサポートしております。

(ハ) 会計監査の状況について

会計監査につきましては、当行は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、監査の体制は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人

松村 洋季 （新日本有限責任監査法人）

宮田 八郎 （新日本有限責任監査法人）

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 6名

(ニ) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について

(i) 内部監査と監査役監査との連携状況について

監査部は、内部監査部門として実施した資産・リスク及び業務運営に係る監査について、その結果を監査役に報告しております。また、常勤監査役は原則として毎月1回監査実施状況等についての「監査役・監査部連絡会」を開催し、さらに、非常勤監査役(社外監査役)を含む監査役は原則として年2回、「監査役会・監査部報告会」を開催し、意見交換や情報の共有を図り、連携を図っております。

(ii) 内部監査と会計監査との連携状況について

監査部は、当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人と、監査実施状況等について、必要に応じ意見交換などを実施し、連携を図っております。

(iii) 監査役監査と会計監査との連携状況について

監査役は、当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人より、監査計画、監査実施状況等について定期的に又は必要に応じて報告・説明を受けるとともに意見交換を実施し、会計監査人との連携を図っております。

(iv) これらの監査と内部統制部門との関係について

コンプライアンス体制におけるコンプライアンス統括部署、リスク管理体制におけるリスク統括部署、内部統制システムの体制整備を担当する内部統制取り纏め部署及び関係各部署に対して、それぞれの管理、運用状況について、監査部及び監査役が定期的に監査を実施しております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当行では、現在、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

(イ) 社外役員と当行との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係

(i) 社外取締役

氏 名	概 要
金森 越哉	(個人) 記載すべき事項はありません。 (所属会社) ・一般財団法人教職員生涯福祉財団 記載すべき事項はありません。

(注) 預金取引等のうち一般の取引条件と同様なものにつきましては、独立性に影響を与えるおそれがないと考えられることから記載を省略しております。

(ii) 社外監査役

氏 名	概 要
真鍋 洋	(個人) 記載すべき事項はありません。 (所属会社) ・日本生命保険相互会社 当行は同社との間に保険販売に関する業務を受託する等の取引があります。 同社は当行の株式9,500千株(当事業年度末現在、持株比率3.06%)を保有しております。 ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 当行は同社との間に保険販売に関する業務を受託する等の取引があります。 同社は当行の株式3,333千株(当事業年度末現在、持株比率1.07%)を保有しております。 なお、当行は同社の持株会社であるMS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の株式685千株(当事業年度末現在)を保有しております。
寺東 一郎	(個人) 記載すべき事項はありません。 (所属会社) ・日本碍子株式会社 当行は同社に対し貸出等の取引があります。 ・株式会社牧野フライス製作所 当行は同社に対し貸出等の取引があります。 (出身会社) ・株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 当行は同社との間に基幹システムのソフトウェア使用許諾に関する契約があります。 同社は当行の株式6,645千株(当事業年度末現在、持株比率2.14%)を保有しております。 なお、当行は同社の持株会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式5,790千株(当事業年度末現在)を保有しております。 ・株式会社ニコン 当行は同社に対し貸出等の取引があります。 同社は当行の株式4,329千株(当事業年度末現在、持株比率1.39%)を保有しております。 当行は同社の株式3,422千株(当事業年度末現在、退職給付信託に拠出しているものを含む。)を保有しております。
桑城 秀樹	(個人) 記載すべき事項はありません。 (所属会社) ・桑城法律事務所 記載すべき事項はありません。

(注) 預金取引等のうち一般の取引条件と同様なものにつきましては、独立性に影響を与えるおそれがないと考えられることから記載を省略しております。

(ロ) 社外役員が当行の企業統治において果たす機能及び役割

当行には当事業年度末時点で社外取締役は選任されておりましたが、平成26年6月27日開催の第145期定時株主総会決議により社外取締役を選任し、経営の意思決定と業務執行に対する監督機能の一層の強化を図っております。また、社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるとともに、社外における会社経営に関する経験・知識や法律、会計等の専門的な知見等に基づき、第三者の立場から客観的に監査意見を表明し、また、取締役会に対して忌憚のない質問や意見の具申及び有用な情報提供等を行うという機能及び役割があると考えております。

(ハ) 社外役員を選任するための当行からの独立性に関する基準並びに社外役員の選任状況に関する当行の考え方

・当行では、社外取締役及び社外監査役を選任するための当行からの独立性に関する基準は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が上場会社に対し開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考として、以下の観点から社外役員を選任しております。

(i) 当行を主要な取引先とするもの（又はその業務執行者等）に該当しないこと。

(ii) 当行の主要な取引先（又はその業務執行者等）に該当しないこと。（注1）

(iii) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家に該当しないこと。

(iv) 当行の主要株主（又はその業務執行者等）に該当しないこと。（注2）

(v) 上記(i)～(iv)に掲げる者の近親者に該当しないこと。（注3）

（注）1. 主要な取引先とは、売上高の相当部分を占めている取引先、メインバンクなどをいいます。

2. 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を保有する者をいいます。

3. 近親者とは、2親等内の親族をいいます。

・有価証券報告書提出日現在における社外取締役 金森越哉氏は、行政分野における豊富な経験と幅広い知識を有しており、当行の経営全般に関する適切な助言並びに客観的・中立的な立場での取締役会における牽制機能が期待できるものと判断し、社外取締役に選任しております。

また、社外監査役3名のうち、真鍋洋氏、寺東一郎氏は金融分野全般にわたり幅広い知識と経験を有しており、桑城秀樹氏は、弁護士としての法的な専門的知識と豊富な経験を有しておりますことから、社外における経験と知識等に基づき、第三者の立場から当行の業務執行に対する適切な監査が期待できるものと判断し、社外監査役に選任しております。

(ニ) 社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について

・社外監査役を含む監査役は、監査部と原則として年2回、「監査役会・監査部報告会」を開催し、監査部が取り組んでいる重点監査項目等についての報告を受け、また、意見交換を行うなど内部監査との連携を図っております。

・社外監査役を含む監査役は、当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人より、監査計画、監査実施状況等について定期的に又は必要に応じて報告・説明を受けるとともに意見交換を実施し、会計監査人との連携を図っております。

・監査役制度をより有効に機能させるため、常勤監査役は、監査部及び常勤監査役の監査の状況（内部統制部門に対する監査の状況を含む）について、原則として毎月開催される監査役会又は必要ある場合は都度、社外監査役に対して監査に係る情報を提供しております。

④ 役員の報酬等の内容

・当行の役員の報酬等の額につきましては、取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第137期定時株主総会において、年額270百万円以内と決議されており、監査役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第140期定時株主総会において、年額67百万円以内と決議されております。

・また、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しによる役員退職慰労金制度の廃止等を考慮して、当行の取締役に対して、企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を高めるため、株式報酬型ストックオプションの導入について、平成21年6月26日開催の第140期定時株主総会において決議されております。なお、この株式報酬型ストックオプションの割当限度額は従来の取締役報酬等の額とは別枠にて年額100百万円以内とされております。

・当行は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、上記の限度額の範囲内で、取締役の報酬等につきましては取締役会にて、監査役の報酬につきましては監査役の協議により、決定しております。

・なお、当事業年度において、連結報酬等の総額が1億円以上である役員は該当ありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の内訳		
			基本報酬	賞与	株式報酬型ストック オプション報酬
取締役	11	310	232	26	51
監査役	2	41	41	—	—
社外役員	4	21	21	—	—

- (注) 1. 「員数」及び「報酬等の総額」には、平成25年6月27日開催の第144期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名及び社外役員1名を含めております。
2. 社外役員は社外監査役4名であります。
3. 当行の使用人を兼ねている役員は該当ありません。

⑤ 株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 264銘柄
貸借対照表計上額の合計額 131,992百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
日本ハム株式会社	8,287	12,853	総合的な取引の 推進を図るため
四国電力株式会社	8,846	12,101	同上
三菱重工業株式会社	12,600	6,741	同上
株式会社タダノ	6,171	6,714	同上
株式会社ニコン	2,012	4,490	同上
住友林業株式会社	4,197	4,260	同上
三井造船株式会社	25,460	4,226	同上
大日本住友製薬株式会社	2,316	4,066	同上
三菱電機株式会社	5,005	3,789	同上
三菱倉庫株式会社	2,084	3,640	同上
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,790	3,230	関係強化を図る ため
東京海上ホールディングス株式会社	1,087	2,883	総合的な取引の 推進を図るため
住友金属鉱山株式会社	2,000	2,686	同上
株式会社資生堂	1,660	2,202	同上
コニカミノルタホールディングス株式会社	3,055	2,101	同上
住友不動産株式会社	500	1,797	同上
NKSJホールディングス株式会社	845	1,660	同上
スルガ銀行株式会社	1,086	1,649	関係強化を図る ため
武田薬品工業株式会社	322	1,622	総合的な取引の 推進を図るため
株式会社鹿児島銀行	2,300	1,529	関係強化を図る ため
住友化学株式会社	4,997	1,464	総合的な取引の 推進を図るため
東亜合成株式会社	3,482	1,424	同上

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
MS & AD インシュアランスグループホールディングス株式会社	685	1,416	総合的な取引の推進を図るため
株式会社伊予銀行	1,516	1,348	関係強化を図るため
三菱地所株式会社	484	1,258	総合的な取引の推進を図るため
株式会社日伝	491	1,132	同上
太平洋セメント株式会社	4,595	1,015	同上
株式会社ブリヂストン	310	985	同上
東邦ガス株式会社	1,602	982	同上
関西電力株式会社	1,029	955	同上
株式会社エフピコ	150	926	同上
トモニホールディングス株式会社	2,135	873	関係強化を図るため
大倉工業株式会社	1,920	848	総合的な取引の推進を図るため
大和工業株式会社	283	781	同上
東洋炭素株式会社	336	765	同上
福山通運株式会社	1,425	764	同上
株式会社日清製粉グループ本社	593	759	同上
グローリー株式会社	313	704	同上
株式会社阿波銀行	1,181	689	関係強化を図るため
株式会社常陽銀行	1,261	664	同上
株式会社三越伊勢丹ホールディングス	481	654	総合的な取引の推進を図るため
三菱マテリアル株式会社	2,405	644	同上
イオン株式会社	511	622	同上
京阪神ビルディング株式会社	891	609	同上
株式会社四国銀行	2,043	590	関係強化を図るため
ユニ・チャーム株式会社	105	584	総合的な取引の推進を図るため
株式会社商船三井	1,813	560	同上
扶桑化学工業株式会社	225	532	同上
東洋紡株式会社	2,936	469	同上
倉敷紡績株式会社	2,653	456	同上
株式会社南都銀行	995	443	関係強化を図るため
株式会社百五銀行	931	436	同上
昭和飛行機工業株式会社	400	413	総合的な取引の推進を図るため
京阪電気鉄道株式会社	974	407	同上
株式会社北國銀行	999	392	関係強化を図るため

(みなし保有株式)

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
武田薬品工業株式会社	1,310	6,589	議決権行使権限を保有
株式会社ニコン	1,410	3,145	同上
三菱電機株式会社	3,260	2,467	同上
四国化成工業株式会社	2,340	1,420	同上
日比谷総合設備株式会社	900	857	同上
株式会社三菱ケミカルホールディングス	1,925	837	同上

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(当事業年度)

貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
四国電力株式会社	8,846	12,384	総合的な取引の推進を図るため
日本ハム株式会社	7,537	11,584	同上
株式会社タダノ	6,171	8,282	同上
三菱重工業株式会社	12,600	7,522	同上
三菱電機株式会社	5,005	5,816	同上
三井造船株式会社	25,460	5,550	同上
住友林業株式会社	4,197	4,353	同上
大日本住友製薬株式会社	2,316	3,799	同上
株式会社ニコン	2,012	3,345	同上
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,790	3,283	関係強化を図るため
株式会社資生堂	1,660	3,014	総合的な取引の推進を図るため
三菱倉庫株式会社	2,084	2,993	同上
コニカミノルタ株式会社	3,055	2,942	同上
住友金属鉱山株式会社	2,000	2,592	同上
東京海上ホールディングス株式会社	741	2,297	同上
NK S Jホールディングス株式会社	845	2,242	同上
住友不動産株式会社	500	2,021	同上
スルガ銀行株式会社	1,086	1,974	関係強化を図るため
住友化学株式会社	4,997	1,904	総合的な取引の推進を図るため
太平洋セメント株式会社	4,595	1,709	同上
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	685	1,621	同上
東亜合成株式会社	3,482	1,539	同上

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社鹿児島銀行	2,300	1,506	関係強化を図るため
株式会社日伝	491	1,201	総合的な取引の推進を図るため
三菱地所株式会社	484	1,185	同上
株式会社ブリヂストン	310	1,138	同上
武田薬品工業株式会社	226	1,108	同上
株式会社エフピコ	150	987	同上
大和工業株式会社	283	915	同上
東邦ガス株式会社	1,602	900	同上
グローリー株式会社	313	886	同上
福山通運株式会社	1,425	883	同上
関西電力株式会社	834	883	同上
東洋炭素株式会社	336	768	同上
株式会社伊予銀行	758	747	関係強化を図るため
株式会社日清製粉グループ本社	653	740	総合的な取引の推進を図るため
株式会社商船三井	1,813	728	同上
三菱マテリアル株式会社	2,405	704	同上
株式会社常陽銀行	1,261	649	関係強化を図るため
株式会社阿波銀行	1,181	648	同上
大倉工業株式会社	1,920	620	総合的な取引の推進を図るため
株式会社三越伊勢丹ホールディングス	481	613	同上
トモニホールディングス株式会社	1,424	610	関係強化を図るため
イオン株式会社	511	595	総合的な取引の推進を図るため
扶桑化学工業株式会社	225	580	同上
ユニ・チャーム株式会社	105	578	同上
矢作建設工業株式会社	494	501	同上
関西ペイント株式会社	336	495	同上
クラボウ株式会社	2,653	493	同上
ジェイテクト株式会社	321	492	同上
鹿島株式会社	1,317	476	同上
東洋紡株式会社	2,936	475	同上
京阪神ビルディング株式会社	891	469	同上
住友電気工業株式会社	280	430	同上
中国電力株式会社	294	424	同上
京阪電気鉄道株式会社	974	401	同上
株式会社四電工	1,093	395	同上
株式会社南都銀行	995	387	関係強化を図るため
リョービ株式会社	1,218	383	総合的な取引の推進を図るため
多木化学株式会社	594	373	同上

(みなし保有株式)

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
武田薬品工業株式会社	1,310	6,408	議決権行使権限を保有
三菱電機株式会社	3,260	3,788	同上
株式会社ニコン	1,410	2,343	同上
四国化成工業株式会社	2,340	1,740	同上
日比谷総合設備株式会社	900	1,340	同上
株式会社三菱ケミカルホールディングス	1,925	825	同上
三菱商事株式会社	200	383	同上

(注)貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

ハ、保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益
前事業年度及び当事業年度ともに、該当事項はありません。

ニ、当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

ホ、当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
当 行	62	—	62	1
連結子会社	4	—	4	—
計	66	—	66	1

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

改正自己資本比率規制（バーゼルⅢ）に係る対応支援であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類については、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成25年9月27日内閣府令第63号)附則第2項により、改正前の銀行法施行規則に準拠しております。

2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類については、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成25年9月27日内閣府令第63号)附則第2項により、改正前の銀行法施行規則に準拠しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3月31日)
資産の部		
現金預け金	136,427	390,388
コールローン及び買入手形	6,301	—
買入金銭債権	33,867	32,387
商品有価証券	49	8
金銭の信託	4,901	4,901
有価証券	※1, ※7, ※14 1,318,404	※1, ※7, ※14 1,335,641
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,528,403	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,614,215
外国為替	※6 7,382	※6 17,446
リース債権及びリース投資資産	17,010	17,951
その他資産	※7 40,498	※7 32,609
有形固定資産	※9, ※10, ※11 44,910	※9, ※10, ※11 45,041
建物	11,498	11,506
土地	28,834	28,822
リース資産	943	1,396
建設仮勘定	71	197
その他の有形固定資産	3,563	3,119
無形固定資産	4,996	4,732
ソフトウェア	3,535	3,341
のれん	33	6
その他の無形固定資産	1,428	1,384
退職給付に係る資産	—	857
繰延税金資産	1,629	1,501
支払承諾見返	15,882	17,249
貸倒引当金	△26,335	△21,720
資産の部合計	4,134,329	4,493,211
負債の部		
預金	※7 3,420,759	※7 3,769,308
譲渡性預金	231,706	184,119
コールマネー及び売渡手形	51,915	38,595
債券貸借取引受入担保金	—	※7 9,901
借入金	※7, ※12 73,654	※7, ※12 121,083
外国為替	579	140
社債	※13 10,000	※13 10,000
その他負債	68,436	73,575
役員賞与引当金	19	26
退職給付引当金	504	—
退職給付に係る負債	—	947
役員退職慰労引当金	55	49
睡眠預金払戻損失引当金	481	559
偶発損失引当金	135	114
繰延税金負債	1,947	3,870
再評価に係る繰延税金負債	※9 6,828	※9 6,819
支払承諾	15,882	17,249
負債の部合計	3,882,906	4,236,360

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (平成26年 3 月 31 日)
純資産の部		
資本金	37,322	37,322
資本剰余金	24,920	24,920
利益剰余金	129,575	138,689
自己株式	△2,935	△4,181
株主資本合計	188,882	196,751
その他有価証券評価差額金	38,173	37,722
繰延ヘッジ損益	△136	△24
土地再評価差額金	※9 8,057	※9 8,044
退職給付に係る調整累計額	—	△2,719
その他の包括利益累計額合計	46,095	43,022
新株予約権	120	156
少数株主持分	16,324	16,920
純資産の部合計	251,422	256,851
負債及び純資産の部合計	4,134,329	4,493,211

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
経常収益	74,690	80,580
資金運用収益	50,546	47,546
貸出金利息	36,034	34,298
有価証券利息配当金	14,158	12,833
コールローン利息及び買入手形利息	32	49
預け金利息	75	135
その他の受入利息	244	229
信託報酬	1	1
役務取引等収益	10,363	10,723
その他業務収益	3,368	6,429
その他経常収益	10,409	15,879
貸倒引当金戻入益	—	2,196
償却債権取立益	1,321	2,810
その他の経常収益	9,088	10,872
経常費用	63,835	58,722
資金調達費用	3,368	3,333
預金利息	1,954	1,919
譲渡性預金利息	289	218
コールマネー利息及び売渡手形利息	180	148
債券貸借取引支払利息	—	6
借入金利息	506	516
社債利息	141	142
その他の支払利息	295	381
役務取引等費用	2,534	2,607
その他業務費用	2,590	3,096
営業経費	40,169	40,253
その他経常費用	15,171	9,431
貸倒引当金繰入額	1,674	—
偶発損失引当金繰入額	66	—
その他の経常費用	※1 13,431	※1 9,431
経常利益	10,854	21,857
特別利益	271	11
固定資産処分益	271	11
特別損失	496	205
固定資産処分損	440	180
減損損失	※2 55	※2 24
税金等調整前当期純利益	10,630	21,663
法人税、住民税及び事業税	4,939	5,769
法人税等調整額	△1,218	3,700
法人税等合計	3,721	9,470
少数株主損益調整前当期純利益	6,908	12,193
少数株主利益	1,056	963
当期純利益	5,851	11,230

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	6,908	12,193
その他の包括利益	※1 18,858	※1 △318
その他有価証券評価差額金	18,925	△430
繰延ヘッジ損益	△66	111
包括利益	25,767	11,875
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	24,713	10,890
少数株主に係る包括利益	1,054	984

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,322	24,920	125,848	△3,266	184,824
当期変動額					
剰余金の配当			△2,121		△2,121
当期純利益			5,851		5,851
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分			△30	338	308
土地再評価 差額金の取崩			26		26
土地再評価 差額金の繰入			—		—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	3,726	331	4,058
当期末残高	37,322	24,920	129,575	△2,935	188,882

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	19,245	△69	8,083	—	27,259	117	15,652	227,854
当期変動額								
剰余金の配当								△2,121
当期純利益								5,851
自己株式の取得								△7
自己株式の処分								308
土地再評価 差額金の取崩								26
土地再評価 差額金の繰入								—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	18,928	△66	△26	—	18,835	2	671	19,509
当期変動額合計	18,928	△66	△26	—	18,835	2	671	23,567
当期末残高	38,173	△136	8,057	—	46,095	120	16,324	251,422

当連結会計年度(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,322	24,920	129,575	△2,935	188,882
当期変動額					
剰余金の配当			△2,118		△2,118
当期純利益			11,230		11,230
自己株式の取得				△1,516	△1,516
自己株式の処分			△10	270	259
土地再評価 差額金の取崩			16		16
土地再評価 差額金の繰入			△2		△2
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	9,114	△1,245	7,868
当期末残高	37,322	24,920	138,689	△4,181	196,751

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	38,173	△136	8,057	—	46,095	120	16,324	251,422
当期変動額								
剰余金の配当								△2,118
当期純利益								11,230
自己株式の取得								△1,516
自己株式の処分								259
土地再評価 差額金の取崩								16
土地再評価 差額金の繰入								△2
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△451	111	△13	△2,719	△3,072	36	596	△2,439
当期変動額合計	△451	111	△13	△2,719	△3,072	36	596	5,428
当期末残高	37,722	△24	8,044	△2,719	43,022	156	16,920	256,851

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	10,630	21,663
減価償却費	3,568	3,371
減損損失	55	24
のれん償却額	26	26
貸倒引当金の増減(△)	△377	△4,614
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△1	6
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△233	△504
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	—	△4,261
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	—	148
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△12	△5
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△58	78
偶発損失引当金の増減(△)	△141	△20
資金運用収益	△50,546	△47,546
資金調達費用	3,368	3,333
有価証券関係損益(△)	2,626	△3,437
為替差損益(△は益)	△6,747	△5,721
固定資産処分損益(△は益)	168	169
商品有価証券の純増(△)減	214	40
貸出金の純増(△)減	△103,661	△85,812
預金の純増減(△)	38,517	348,549
譲渡性預金の純増減(△)	29,999	△47,587
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△6,121	47,429
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	18,341	△40,764
コールローン等の純増(△)減	△4,324	7,780
コールマネー等の純増減(△)	27,258	△13,320
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	—	9,901
外国為替(資産)の純増(△)減	△1,911	△10,064
外国為替(負債)の純増減(△)	△262	△438
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△46	△940
資金運用による収入	50,436	48,793
資金調達による支出	△4,153	△3,514
その他	3,769	8,010
小計	10,383	230,772
法人税等の支払額	△3,259	△6,071
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,124	224,701

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△497,814	△524,285
有価証券の売却による収入	300,821	410,620
有価証券の償還による収入	125,757	109,565
有形固定資産の取得による支出	△3,078	△2,618
無形固定資産の取得による支出	△667	△1,294
有形固定資産の売却による収入	522	257
無形固定資産の売却による収入	1	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△74,457	△7,755
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△7	△1,516
自己株式の売却による収入	308	259
配当金の支払額	△2,121	△2,118
少数株主への配当金の支払額	△382	△382
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,202	△3,758
現金及び現金同等物に係る換算差額	9	8
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△69,526	213,196
現金及び現金同等物の期首残高	172,859	103,333
現金及び現金同等物の期末残高	※1 103,333	※1 316,529

【注記事項】

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 10社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

百十四総合メンテナンス株式会社は、日本橋不動産株式会社を存続会社とする吸収合併が行われたことにより子会社に該当しないことになったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

また、百十四ワークサポート株式会社は、清算終了により子会社に該当しないことになったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 3社

会社名

百十四ベンチャー育成第1号投資事業有限責任組合

百十四ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合

百十四ベンチャー育成第3号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要度が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当なし

(2) 持分法適用の関連会社

該当なし

(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社

会社名

百十四ベンチャー育成第1号投資事業有限責任組合

百十四ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合

百十四ベンチャー育成第3号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社

該当なし

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 9社

1月末日 1社

(2) 1月末日を決算日とするHyakujushi Preferred Capital Cayman Limited については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社への出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：10年～50年

その他：5年～15年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,626百万円(前連結会計年度末は27,331百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社において、役員への退職慰労の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

各発生連結会計年度に全額損益処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 収益及び費用の計上基準

リース業を営む連結子会社のファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上については、リース料の受取時に「その他経常収益」及び「その他経常費用」を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産または退職給付に係る負債として計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、税効果調整後の未認識数理計算上の差異をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額として計上しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が857百万円、退職給付に係る負債が947百万円計上されております。また、繰延税金資産が1,483百万円増加し、その他の包括利益累計額が2,719百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

【未適用の会計基準等】

退職給付会計基準等（平成24年5月17日）

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

2. 適用予定日

当行は、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首における利益剰余金が1,611百万円減少する予定です。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社に対する出資金の総額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
出資金	360百万円	331百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
破綻先債権額	2,381百万円	1,461百万円
延滞債権額	45,633百万円	44,636百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	423百万円	416百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
貸出条件緩和債権額	30,734百万円	30,947百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
合計額	79,172百万円	77,462百万円

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
32,051百万円	27,149百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	195,230百万円	203,296百万円
計	195,230百万円	203,296百万円
担保資産に対応する債務		
預金	28,519百万円	27,076百万円
債券貸借取引受入担保金	—百万円	9,901百万円
借入金	30,592百万円	76,415百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
有価証券	39,755百万円	37,875百万円

また、その他資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
保証金及び敷金	1,287百万円	1,273百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
融資未実行残高	919,565百万円	985,289百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	867,348百万円	939,445百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
15,663百万円	15,983百万円

- ※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
減価償却累計額	37,839百万円	35,910百万円

- ※11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	2,481百万円 (一百万円)	2,481百万円 (一百万円)

- ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
劣後特約付借入金	17,000百万円	17,000百万円

- ※13. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

- ※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
15,726百万円	16,295百万円

(連結損益計算書関係)

※ 1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
貸出金償却	4,767百万円	3,133百万円
株式等売却損	842百万円	353百万円
株式等償却	1,438百万円	1百万円

※ 2. 減損損失

前連結会計年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

当連結会計年度において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額55百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
香川県内	遊休資産及び 処分予定資産 15か所	土地、建物 及び動産等	31 (うち土地 28) (うち建物 2) (うち動産等 0)
香川県外	遊休資産及び 処分予定資産 7か所	土地、建物 及び動産	24 (うち土地 22) (うち建物 1) (うち動産 0)
合計			55 (うち土地 51) (うち建物 4) (うち動産等 0)

当行は、営業用店舗については、営業店毎（複数店がエリア（地域）で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎）に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店（又はエリア）をグルーピングの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

連結子会社については、各社の営業拠点毎に資産のグルーピングを行い、遊休資産は各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当連結会計年度において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額24百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失(百万円)
香川県内	遊休資産及び 処分予定資産 15か所	土地、建物 及び動産等	18 (うち土地 8) (うち建物 9) (うち動産等 0)
香川県外	遊休資産 4か所	土地	5 (うち土地 5)
合計			24 (うち土地 14) (うち建物 9) (うち動産等 0)

当行は、営業用店舗については、営業店毎(複数店がエリア(地域)で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎)に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店(又はエリア)をグルーピングの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

連結子会社については、各社の営業拠点毎に資産のグルーピングを行い、遊休資産は各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	27,079	3,661
組替調整額	2,172	△4,326
税効果調整前	29,251	△664
税効果額	△10,325	234
その他有価証券評価差額金	18,925	△430
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△363	△175
組替調整額	262	348
税効果調整前	△100	172
税効果額	33	△61
繰延ヘッジ損益	△66	111
その他の包括利益合計	18,858	△318

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位: 千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	310,076	—	—	310,076	
合計	310,076	—	—	310,076	
自己株式					
普通株式	7,255	22	865	6,412	注1, 2
合計	7,255	22	865	6,412	

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 22千株

2. 普通株式の自己株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

従業員持株E S O P信託から従業員持株会への売却による減少 720千株

新株予約権の権利行使による減少 145千株

単元未満株式の買取請求による減少 0千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—————					120	
合計		—————					120	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,059	3.5	平成24年3月31日	平成24年6月29日
平成24年11月9日 取締役会	普通株式	1,061	3.5	平成24年9月30日	平成24年12月10日

(注) 平成24年6月28日の定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金11百万円を含めておりません。また、平成24年11月9日の取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金9百万円を含めておりません。

これらは同信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,062	利益剰余金	3.5	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(注) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金8百万円を含めておりません。

これは同信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	310,076	—	—	310,076	
合計	310,076	—	—	310,076	
自己株式					
普通株式	6,412	4,016	717	9,711	注1,2
合計	6,412	4,016	717	9,711	

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-------------------|---------|
| 取締役会決議に基づく取得による増加 | 4,000千株 |
| 単元未満株式の買取請求による増加 | 16千株 |
2. 普通株式の自己株式数の減少の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------------------|-------|
| 従業員持株E S O P信託から従業員持株会への売却による減少 | 665千株 |
| 新株予約権の権利行使による減少 | 51千株 |
| 単元未満株式の買増請求による減少 | 1千株 |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—					156	
	合計	—					156	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,062	3.5	平成25年3月31日	平成25年6月28日
平成25年11月11日 取締役会	普通株式	1,055	3.5	平成25年9月30日	平成25年12月10日

(注)平成25年6月27日の定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金8百万円を含めておりません。また、平成25年11月11日の取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金7百万円を含めておりません。
これらは同信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,051	利益剰余金	3.5	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(注)配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金6百万円を含めておりません。
これは同信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
現金預け金勘定	136,427百万円	390,388百万円
定期預け金	△1,092 "	△72,042 "
普通預け金	△533 "	△503 "
その他	△31,468 "	△1,312 "
現金及び現金同等物	103,333 "	316,529 "

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

①有形固定資産

主として現金自動設備であります。

②無形固定資産

該当事項はありません。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成26年 3 月31日)
リース料債権部分	17,128	17,907
見積残存価額部分	1,755	1,778
受取利息相当額	△1,919	△1,933
リース投資資産	16,964	17,752

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)					
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
リース債権	13	13	11	6	3	—
リース投資資産	5,510	4,258	3,248	2,271	1,135	702

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	43	41	35	31	26	23
リース投資資産	5,479	4,459	3,505	2,308	1,353	800

(3) リース会計基準等適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引開始日がリース会計基準等適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース会計基準等適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、リース会計基準等適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準等を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益が当連結会計年度は44百万円(前連結会計年度は87百万円)多く計上されております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係わる事業を行っております。このため、保有する金融商品のリスクに見合った収益の獲得をはかりつつ、リスクを経営体力の範囲内に収めるため、金融商品に係るさまざまなリスクを可能な限り統計的な手法で計量化し、リスク量に見合った資本(リスク資本)をリスク区分ごとに割り当てて、リスク・リターンをモニタリングする「資本配賦制度」を導入する「統合的リスク管理」を実践し、経営全体としての安定性と健全性の確保をはかりつつ効率性の向上につとめております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、貸出金と有価証券であります。貸出金は、主として国内の法人及び個人に対するものであり、信用リスク、金利リスク、及び為替リスクに晒されております。貸出金がある特定の企業・グループや業種に過度に集中した場合、当行グループの自己資本を大きく毀損させる可能性があるため、それぞれ上限額等を設定し、その遵守状況を監視することにより、過度な集中を未然に防止する体制としております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託及び出資金を、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。また、一部の債券については売買目的でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利リスク、価格変動リスク、及び為替リスクに晒されております。なお、有価証券には、市場流動性に乏しい私募債、非上場株式、出資金が含まれております。

一方、金融負債は、主に国内の法人及び個人からの預金であり、金利リスク、為替リスク、及び流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、金利関連と通貨関連のスワップ取引、オプション取引、先物・先渡取引、キャップ取引等を行っております。これらは、主に対顧客取引とそのカバー目的の取引であり、それぞれ金利リスク、為替リスク、価格変動リスク、及び取引相手の信用リスクに晒されております。

デリバティブ取引のうち、金融資産から生じる金利リスクをヘッジすることを目的に、対象資産からの受取利息キャッシュフローの金額や時期に合わせて締結した金利スワップ取引については、「業種別監査委員会報告第24号」に規定する繰延ヘッジを適用しており、ヘッジ有効性評価につきましては、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であるため、有効性の評価を省略しております。また、外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジを目的として締結している通貨スワップ取引と為替スワップ取引は、「業種別監査委員会報告第25号」に規定する繰延ヘッジを適用しております。当該ヘッジ取引については、ヘッジ対象である外貨建金融資産額に見合うポジションが存在することの確認により、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループでは、「信用リスク管理規定」及び関連文書を定め、リスク管理委員会（信用リスク管理部会）にて、信用リスクの状況を把握するとともに管理態勢等の整備を行っております。

また、リスク統括部を信用リスク管理部署として、内部格付制度の設計及び検証、信用リスク量の計測、与信限度額の設定・管理等を行っております。

②市場リスクの管理

当行グループでは、「市場リスク管理規定」及び関連文書を定め、リスク管理委員会（市場リスク管理部会）において、市場リスクの把握及び管理態勢等の整備を行っているほか、収益管理委員会（予算ALM部会）において、リスクの状況を踏まえた中長期的な収益の安定化やリスクへの対応策の協議を行っております。

また、市場取引実施部署（市場国際部）では、市場取引執行（フロントオフィス）、事務管理（バックオフィス）及び市場リスク管理（ミドルオフィス）をそれぞれ担当するセクションに分離して相互牽制機能が働く体制としたうえで、リスク統括部が市場リスク全体を統括管理しております。

（i）金利リスクの管理

当行グループは、金利リスクについて、統計的手法にてリスク量を計測し、管理しております。また、有価証券投資やデリバティブ取引など市場で取引を行うものに関しては、必要に応じてポジションや損益に限度額を定めて管理しております。なお、ALMの観点から、金利リスクをヘッジするために金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行うこともあります。

（ii）為替リスクの管理

当行グループは、為替リスクについて、統計的手法にてリスク量を計測し、管理しております。また、ポジションや損益について限度額を定め、管理しております。

（iii）価格変動リスクの管理

当行グループは、価格変動リスクについて、統計的手法にてリスク量を計測し、管理しております。また、トレーディング取引については、ポジションや損益に限度額を定めて管理しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング目的の金融商品

当行グループは、商品有価証券取引及び金利先物取引等の金利リスク、並びに外国為替取引等の為替リスクに関するV a R（損失額の推定値）は、ヒストリカル法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日）にて計測しており、平成26年3月31日（当期の連結決算日）現在で5百万円（前連結会計年度末は7百万円）となっております。

(イ) トレーディング目的以外の金融商品

当行グループは、貸出金、投資有価証券、預金、銀行間取引、及び金利スワップ等の金利リスク、並びに上場株式の価格変動リスクに関するV a Rは、ヒストリカル法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日）にて計測しており、平成26年3月31日現在で22,126百万円（前連結会計年度末は44,141百万円）となっております。なお、流動性預金については、統計的な分析結果を用い、その一部を長期の固定調達とみなして金利リスクを認識しております。

また、投資信託の価格変動リスクのV a Rは分散共分散法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間240営業日）、金銭の信託の金利、価格変動、及び為替リスクのV a Rはヒストリカル法（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日）にて計測しており、平成26年3月31日現在で合計3,993百万円（前連結会計年度末は1,955百万円）となっております。

(ウ) V a Rについて

当行グループは、計測モデルの妥当性を検証するために、モデルが算出する「V a R」と仮想損益（V a R計測時点のポートフォリオを固定した場合に発生したと仮定される損益）を比較するバックテストを実行しております。

ただし、ヒストリカル法や分散共分散法によるV a Rは、過去のマーケットデータの変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、観測期間に存在しないほどの大きな市場変動に対応したリスクは捕捉することができません。

③流動性リスクの管理

当行グループでは、「流動性リスク管理規定」及び関連文書を定め、流動性リスクの管理を行っております。また、資金繰りに影響を及ぼすような不測の事態が発生した場合にも速やかに対応できるよう、「流動性危機時対応規定」を定め、「警戒時」「流動性危機時」に分けた事態を想定し、適時適切な対応を取ることができる態勢を整備しております。

流動性リスク管理部署（市場国際部）は、日次、月次などの資金繰り予想を行うとともに、十分な流動性準備を確保するなど、運用・調達構造に即した適切かつ安定的な資金繰りを実施しております。また、流動性リスクに影響を及ぼすと考えられる内生的・外生的要因を考慮し、流動性リスクの状況の把握、分析、評価、モニタリングを実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	136,427	136,427	—
(2) コールローン及び買入手形	6,301	6,301	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	49	49	—
(4) 金銭の信託	4,901	4,901	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	0	0	0
その他有価証券	1,314,929	1,314,929	—
(6) 貸出金	2,528,403		
貸倒引当金 (*1)	△23,068		
	2,505,334	2,528,130	22,796
資産計	3,967,944	3,990,740	22,796
(1) 預金	3,420,759	3,421,279	520
(2) 譲渡性預金	231,706	231,746	39
(3) コールマネー及び売渡手形	51,915	51,915	—
(4) 借入金	73,654	73,709	55
(5) 社債	10,000	10,099	99
負債計	3,788,035	3,788,750	714
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	10,963	10,963	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,128)	(2,128)	—
デリバティブ取引計	8,834	8,834	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*3) 重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	390,388	390,388	—
(2) コールローン及び買入手形	—	—	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	8	8	—
(4) 金銭の信託	4,901	4,901	—
(5) 有価証券 満期保有目的の債券	—	—	—
其他有価証券	1,332,521	1,332,521	—
(6) 貸出金 貸倒引当金（※1）	2,614,215 △18,785		
	2,595,430	2,611,121	15,691
資産計	4,323,251	4,338,942	15,691
(1) 預金	3,769,308	3,769,814	506
(2) 譲渡性預金	184,119	184,156	37
(3) コールマネー及び売渡手形	38,595	38,595	—
(4) 借入金	121,083	121,086	3
(5) 社債	10,000	10,078	78
負債計	4,123,105	4,123,731	626
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	10,190	10,190	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,362)	(1,362)	—
デリバティブ取引計	8,827	8,827	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（※3）重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

売買目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式及び債券は市場価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の起債を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、当該社債の元利金の合計額を、同様の起債を行った場合において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
①非上場株式 (*1)(*2)	2,614	2,787
②組合出資金 (*3)	361	331
合 計	2,975	3,119

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について24百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	101,925	—	—	—	—	—
コールローン及び 買入手形	6,301	—	—	—	—	—
買入金銭債権	30,641	1,000	569	—	—	1,656
有価証券						
満期保有目的の債券	0	—	—	—	—	—
地方債	0	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	98,534	322,496	235,218	190,531	324,097	5,843
国債	25,531	145,429	91,045	122,036	143,462	5,843
地方債	24,847	83,711	45,093	25,694	76,962	—
社債	33,683	58,383	66,996	31,047	97,187	—
その他	14,472	34,972	32,082	11,752	6,485	—
貸出金 (*)	1,121,016	406,913	283,504	166,591	164,240	298,876
合 計	1,358,420	730,410	519,291	357,122	488,337	306,375

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの48,020百万円、期間の定めのないもの39,239百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	353,488	—	—	—	—	—
コールローン及び 買入手形	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	31,038	—	—	—	—	1,349
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	208,503	336,252	254,199	209,913	152,490	15,482
国債	131,609	137,818	105,801	155,122	121,184	15,482
地方債	34,792	75,256	26,362	19,410	16,136	—
社債	29,305	72,439	73,620	26,604	14,148	—
その他	12,796	50,737	48,415	8,776	1,020	—
貸出金（*）	1,071,030	468,808	331,817	170,630	161,547	327,237
合 計	1,664,061	805,061	586,016	380,543	314,037	344,068

（*）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの
46,112百万円、期間の定めのないもの37,031百万円は含めておりません。

（注4）社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	3,124,940	285,112	9,056	985	663	—
譲渡性預金	231,706	—	—	—	—	—
コールマネー及び 売渡手形	51,915	—	—	—	—	—
借入金	38,516	10,433	5,113	14,158	5,173	258
社債	—	—	—	—	10,000	—
合 計	3,447,079	295,546	14,170	15,144	15,836	258

（*）預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	3,474,218	285,220	8,871	462	534	—
譲渡性預金	183,819	300	—	—	—	—
コールマネー及び 売渡手形	38,595	—	—	—	—	—
借入金	44,943	52,206	4,821	14,077	4,827	207
社債	—	—	—	—	10,000	—
合 計	3,741,576	337,727	13,693	14,539	15,362	207

（*）預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※ 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度ともに、連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

※ 2. 前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

財務諸表における注記事項である「子会社株式等及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式等 2,022百万円)」は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

当連結会計年度(平成26年3月31日現在)

財務諸表における注記事項である「子会社株式等及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式等 1,984百万円)」は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	0	0

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	0	0	0
	小計	0	0	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	小計	—	—	—
合計		0	0	0

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	100,611	63,157	37,454
	債券	1,025,666	999,387	26,279
	国債	489,594	478,412	11,181
	地方債	256,309	247,426	8,883
	社債	279,762	273,548	6,214
	その他	85,782	82,021	3,760
	小計	1,212,060	1,144,566	67,494
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	21,579	25,909	△4,329
	債券	51,289	51,492	△203
	国債	43,753	43,904	△151
	社債	7,536	7,588	△52
	その他	30,498	34,230	△3,731
	小計	103,367	111,632	△8,264
合計		1,315,428	1,256,199	59,229

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	108,232	61,155	47,076
	債券	993,292	977,223	16,068
	国債	634,433	625,008	9,425
	地方債	167,474	163,028	4,445
	社債	191,384	189,187	2,197
	その他	84,314	81,720	2,593
	小計	1,185,839	1,120,100	65,738
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	20,090	23,520	△3,429
	債券	61,802	61,887	△84
	国債	32,583	32,610	△26
	地方債	4,484	4,497	△12
	社債	24,734	24,779	△45
	その他	64,789	68,457	△3,668
	小計	146,682	153,864	△7,182
合計		1,332,521	1,273,965	58,556

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	3,952	335	842
債券	292,903	1,782	622
国債	212,291	1,099	571
地方債	2,516	17	—
社債	78,095	666	50
その他	3,943	110	247
合計	300,799	2,228	1,711

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	17,366	2,111	353
債券	375,219	4,645	938
国債	166,845	871	635
地方債	88,624	1,382	138
社債	119,749	2,390	164
その他	21,902	121	2,097
合計	414,489	6,877	3,389

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、2,712百万円(うち、株式1,412百万円、その他1,300百万円)であります。

当連結会計年度における減損処理はありません。

なお、当行では、予め、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、時価が著しく下落したと判断するための基準を設定しており、その内容は以下のとおりであります。

連結会計年度末日における時価が取得原価と比べ50%以上下落している場合は全銘柄を著しい下落であると判定し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の信用リスク(自己査定における債務者区分、外部格付)等を勘案し判定しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	4,901	—

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	4,901	—

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	金額(百万円)
評価差額	59,229
その他有価証券	59,229
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	20,895
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	38,333
(△)少数株主持分相当額	159
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	38,173

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	金額(百万円)
評価差額	58,556
その他有価証券	58,556
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	20,653
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	37,903
(△)少数株主持分相当額	181
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	37,722

(デリバティブ取引関係)

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年３月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	67,436	64,972	1,385	1,385
	受取変動・支払固定	67,436	64,972	△658	△658
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	2,788	2,596	7	105
	買建	2,788	2,596	7	△20
合　計		—	—	741	811

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	65,044	54,355	1,165	1,165
	受取変動・支払固定	65,044	54,355	△510	△510
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	1,813	1,615	4	79
	買建	1,813	1,615	4	△18
合 計		—	—	663	715

（注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	227,037	133,143	148	148
	為替予約				
	売建	117,668	10,373	△2,766	△2,766
	買建	52,434	12,324	3,280	3,280
	通貨オプション				
	売建	105,623	60,412	4,780	4,440
	買建	105,623	60,412	4,780	△3,009
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	10,222	2,093

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	245,670	195,950	104	104
	為替予約				
	売建	60,163	4,836	△2,863	△2,863
	買建	54,292	4,271	3,406	3,406
	通貨オプション				
	売建	132,872	84,772	4,435	4,109
	買建	132,872	84,772	4,435	△2,687
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	9,518	2,069

（注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

（3）株式関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	5,793	—	8	8
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	8	8

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	その他有価証券 (債券)	15,000	15,000	△199
合 計		—	—	—	△199

(注) 1. 主として「業種別監査委員会報告第24号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	その他有価証券 (債券)	25,000	25,000	△33
合 計		—	—	—	△33

(注) 1. 主として「業種別監査委員会報告第24号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	外貨建金銭債権 等	12,226	—	△2,003
	資金関連スワップ		54,767	—	74
合 計		—	—	—	△1,929

(注) 1. 主として「業種別監査委員会報告第25号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	外貨建金銭債権 等	33,963	—	△1,339
	資金関連スワップ		70,503	—	10
合 計		—	—	—	△1,328

(注) 1. 主として「業種別監査委員会報告第25号」に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

(1) 当行及び連結子会社の退職給付制度

当行及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、当行は退職給付信託を設定しております。

(2) 制度別の補足説明

制度別	採用している会社名	設立時期
退職一時金制度 (注) 1	当行及び国内連結子会社(11社)	会社設立時等
確定給付企業年金制度(注) 1、2	当行	平成16年
確定拠出年金制度	日本橋不動産㈱他10社	平成23年

(注) 1. 当行は、退職給付信託を設定しております。

2. 規約型の年金制度であります。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	△47,154
年金資産 (B)	44,266
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△2,888
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	—
未認識数理計算上の差異 (E)	6,555
未認識過去勤務債務 (F)	—
連結貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)	3,667
前払年金費用 (H)	4,172
退職給付引当金 (G) - (H)	△504

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	金額(百万円)
勤務費用(注)	1,199
利息費用	805
期待運用収益	△450
過去勤務債務の費用処理額	—
数理計算上の差異の費用処理額	731
会計基準変更時差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	2,286
計	2,286

(注) 簡便法を採用している国内連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率 0.92%

(2) 期待運用収益率 2.00%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

1年(各発生連結会計年度に全額損益処理することとしております。なお、連結子会社は簡便法を採用しているため、過去勤務債務は発生しておりません。)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。なお、連結子会社は簡便法を採用しているため、数理計算上の差異は発生しておりません。)

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度、退職一時金制度を設けており、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、当行は退職給付信託を設定しております。

国内連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。なお、国内連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額(百万円)
退職給付債務の期首残高	47,154
勤務費用	1,439
利息費用	432
数理計算上の差異の発生額	1,545
退職給付の支払額	△2,272
過去勤務費用の発生額	318
退職給付債務の期末残高	48,617

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額(百万円)
年金資産の期首残高	44,266
期待運用収益	502
数理計算上の差異の発生額	3,114
事業主からの拠出額	1,971
退職給付の支払額	△1,327
年金資産の期末残高	48,527

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

区分	金額(百万円)
積立型制度の退職給付債務	48,617
年金資産	△48,527
	89
非積立型制度の退職給付債務	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	89

区分	金額(百万円)
退職給付に係る負債	947
退職給付に係る資産	△857
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	89

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区分	金額(百万円)
勤務費用(注)	1,439
利息費用	432
期待運用収益	△502
数理計算上の差異の費用処理額	783
過去勤務費用の費用処理額	318
確定給付制度に係る退職給付費用	2,470

(注) 簡便法を採用している国内連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

区分	金額(百万円)
未認識数理計算上の差異	4,203
合計	4,203

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	13%
株式	53%
生命保険一般勘定	28%
その他	6%
合計	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が22.93%、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が19.77%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

① 割引率 0.92%

② 長期期待運用収益率 2.00%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は7百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
営業経費	47百万円	51百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 12名	当行の取締役 10名	当行の取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 128,500株	普通株式 159,000株	普通株式 187,300株
付与日	平成21年 7 月24日	平成22年 7 月26日	平成23年 7 月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	同左	同左
権利行使期間	平成21年 7 月25日から 平成51年 7 月24日まで	平成22年 7 月27日から 平成52年 7 月26日まで	平成23年 7 月27日から 平成53年 7 月26日まで

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 10名	当行の取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 175,000株	普通株式 172,500株
付与日	平成24年 7 月24日	平成25年 7 月23日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	同左
権利行使期間	平成24年 7 月25日から 平成54年 7 月24日まで	平成25年 7 月24日から 平成55年 7 月23日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	58,800	99,400	120,500
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	8,100	13,100	15,500
未確定残	50,700	86,300	105,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	8,100	13,100	15,500
権利行使	8,100	13,100	15,500
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	160,400	—
付与	—	172,500
失効	—	—
権利確定	14,600	—
未確定残	145,800	172,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	14,600	—
権利行使	14,600	—
失効	—	—
未行使残	—	—

②単価情報

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり 326円	1株当たり 326円	1株当たり 326円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 418円	1株当たり 315円	1株当たり 279円

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり 326円	1株当たり — 円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 256円	1株当たり 321円

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成25年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成25年ストック・オプション
株価変動性 (注1)	27.7%
予想残存期間 (注2)	3.6年
予想配当 (注3)	1株当たり 7円
無リスク利子率 (注4)	0.18%

- (注) 1. 平成21年12月7日の週から平成25年7月15日の週までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。
2. 就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日時点までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の平均残存存在任期間によって見積もっております。
3. 平成25年3月期の配当実績
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	14,921百万円	13,317百万円
その他有価証券評価差額金	2,917	2,535
退職給付引当金	2,360	—
退職給付に係る負債	—	2,357
減価償却費	1,559	1,632
賞与引当金	557	542
その他	4,128	4,674
繰延税金資産小計	26,444	25,059
評価性引当額	△2,783	△4,036
繰延税金資産合計	23,661	21,023
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△23,813	△23,197
固定資産圧縮積立金	△166	△165
その他	△0	△29
繰延税金負債合計	△23,980	△23,392
繰延税金負債の純額	△318百万円	△2,369百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるとき、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	37.7%	37.7%
子会社における未認識繰越欠損金	△0.2%	—%
交際費等永久に損金に算入 されない項目	0.7%	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	△4.6%	△2.5%
長期保有有価証券の有税償却等 永久差異として認識した項目	0.8%	△0.3%
住民税均等割等	0.6%	0.3%
評価性引当額の増減によるもの	△0.8%	6.1%
税率変更による期末繰延税金資産 の減額修正	—%	1.8%
その他	<u>0.8%</u>	<u>0.2%</u>
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	<u>35.0%</u>	<u>43.7%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.7%から35.3%となります。この税率変更により、繰延税金負債は396百万円増加し、法人税等調整額は395百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に、連結子会社においてリース業務をはじめとする金融サービスに係わる事業を行っており、当行及び企業集団を構成する個々の連結子会社がそれぞれ事業計画等を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当行グループは、当行及び個々の連結子会社を基礎とした業務別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。なお、「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行い、「リース業」は、連結子会社の百十四リース株式会社において、リース業務等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	65,599	6,849	72,448	2,241	74,690	—	74,690
セグメント間の内部 経常収益	375	784	1,159	4,266	5,426	△5,426	—
計	65,975	7,633	73,608	6,507	80,116	△5,426	74,690
セグメント利益	8,951	268	9,220	1,724	10,944	△89	10,854
セグメント資産	4,117,713	24,954	4,142,668	30,234	4,172,903	△38,574	4,134,329
セグメント負債	3,886,766	21,285	3,908,052	11,527	3,919,579	△36,672	3,882,906
その他の項目							
減価償却費	2,946	114	3,061	384	3,446	122	3,568
資金運用収益	50,494	105	50,599	553	51,152	△606	50,546
資金調達費用	3,732	184	3,917	96	4,014	△645	3,368
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,861	6	2,868	362	3,230	65	3,296

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、クレジットカード業及び信用保証業を含んでおります。

3. 「セグメント利益」「セグメント資産」「セグメント負債」「減価償却費」「資金運用収益」「資金調達費用」「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の調整額は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	72,062	6,616	78,678	1,901	80,580	—	80,580
セグメント間の内部 経常収益	616	670	1,286	3,632	4,918	△4,918	—
計	72,678	7,286	79,965	5,533	85,499	△4,918	80,580
セグメント利益	20,177	326	20,503	1,683	22,187	△329	21,857
セグメント資産	4,476,338	26,357	4,502,695	30,633	4,533,328	△40,117	4,493,211
セグメント負債	4,240,710	22,482	4,263,193	11,350	4,274,544	△38,183	4,236,360
その他の項目							
減価償却費	2,857	97	2,955	345	3,300	71	3,371
資金運用収益	47,545	127	47,672	509	48,182	△635	47,546
資金調達費用	3,690	145	3,835	90	3,925	△591	3,333
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,051	6	3,058	441	3,500	65	3,565

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、クレジットカード業及び信用保証業を含んでおります。
3. 「セグメント利益」「セグメント資産」「セグメント負債」「減価償却費」「資金運用収益」「資金調達費用」「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の調整額は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	36,312	17,821	6,849	13,706	74,690

(注) 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	34,511	21,647	6,616	17,804	80,580

(注) 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	55	—	55	—	55

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	24	—	24	—	24

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	773円81銭	798円27銭
1株当たり当期純利益金額	19円29銭	37円16銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	19円27銭	37円10銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	251,422	256,851
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	16,444	17,077
(うち新株予約権)	百万円	120	156
(うち少数株主持分)	百万円	16,324	16,920
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	234,978	239,774
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	303,663	300,364

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	5,851	11,230
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	5,851	11,230
普通株式の期中平均株式数	千株	303,255	302,174
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	396	479
(うち新株予約権)	千株	396	479
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く)、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産が、9円5銭減少しております。

(重要な後発事象)

1. 訴訟の判決及びその上告提起

当行は、「破産者 株式会社讃岐造船鉄工所 破産管財人弁護士 山崎壮太郎」(1 審原告、控訴人)より、当行が株式会社讃岐造船鉄工所から回収した融資弁済金に対する否認権行使(回収を否認し、融資弁済金の返還を受ける)請求の訴訟提起を受けておりました。

高松地方裁判所における1 審判決は、原告の請求が棄却されましたが、高松高等裁判所における上記訴訟の控訴審判決では、平成26年5月23日に、1 審判決を取り消す(控訴人の請求を認める)判決を受けました。これに対し、当行は最高裁判所に上告提起しております。

(1) 訴訟を提起した者(1 審原告、控訴人)

破産者 株式会社讃岐造船鉄工所 破産管財人弁護士 山崎壮太郎

(2) 控訴審判決の内容

高松地方裁判所における原判決を取り消す。被控訴人である当行は、控訴人に弁済金870百万円及びこれに対する平成21年7月24日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払うこと。

(3) 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当行は、平成22年10月4日付けで高松地方裁判所において訴訟提起(当行の融資弁済金回収に係る否認権行使請求)を受け、平成24年11月21日に原告の請求を棄却する判決を受けました。

その後、平成24年11月29日付けで高松高等裁判所において、上記訴訟の控訴提起を受け、平成26年5月23日に高松地方裁判所における1 審判決を取り消す(控訴人の請求を認める)判決を受けました。

(4) 今後の見通し

当行は、この判決を不服として平成26年6月6日付けで最高裁判所に上告提起しております。

なお、当行は、高松高等裁判所の控訴審判決のとおりに確定した場合に備え、平成27年3月期第1 四半期決算において訴訟損失引当金約11億円を計上いたします。

2. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれ

当行及び当行連結子会社百十四リース株式会社の取引先である株式会社白元が、平成26年5月29日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました。これにより、同社に対する債権について、取立不能又は取立遅延のおそれが生じました。

(1) 当該債務者の概要

名称	株式会社 白元
所在地	東京都台東区東上野 2 丁目21番14号
代表者の氏名	鎌田 真
資本金	4,324百万円
事業の内容	日用品製造業

(2) 債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じた経緯

株式会社白元は、平成26年5月29日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました。

(3) 当該債務者に対する債権の種類及び金額(平成26年5月29日現在)

	債権の種類及び金額
当 行	貸出金等 3,688百万円
百十四リース株式会社	リース債権 291百万円

(4) 当該事実が当行グループの事業に及ぼす影響

上記(3)に記載の債権のうち、担保及び引当金等により保全されていない部分(約14億円)につきましては、平成27年3月期第1 四半期決算において全額引当を行います。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
当行	第2回無担保社債 (劣後特約付)	平成23年 6月28日	10,000	10,000	当初5年間：1.42% 5年目以降：6か月ユー ロ円LIBOR+2.32%	なし	平成33年 6月28日
合計	—	—	10,000	10,000	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	—	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	73,654	121,083	0.450	—
借入金	73,654	121,083	0.450	平成26年4月～ 平成38年10月
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定 のものを除く。）	—	—	—	—

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	44,943	5,979	46,226	3,103	1,717

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	22,913	43,445	62,216	80,580
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	8,825	14,190	19,463	21,663
四半期(当期)純利益金額(百万円)	5,456	8,046	11,985	11,230
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	17.96	26.50	39.58	37.16

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期純利益金額(円) (△は1株当たり四半期純損失金額(円))	17.96	8.53	13.07	△2.51

② その他

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	136,307	390,227
現金	34,499	36,897
預け金	101,808	353,330
コールローン	6,301	—
買入金銭債権	33,867	32,387
商品有価証券	49	8
商品国債	49	8
金銭の信託	4,901	4,901
有価証券	※1, ※7, ※12 1,319,325	※1, ※7, ※12 1,336,514
国債	533,347	667,017
地方債	256,310	171,959
社債	287,298	216,118
株式	125,736	131,992
その他の証券	116,632	149,427
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※8 2,536,687	※2, ※3, ※4, ※5, ※8 2,621,395
割引手形	※6 31,988	※6 27,082
手形貸付	146,766	130,820
証書貸付	1,989,009	2,121,355
当座貸越	368,923	342,137
外国為替	7,382	17,446
外国他店預け	4,903	15,474
買入外国為替	※6 63	※6 67
取立外国為替	2,415	1,905
その他資産	32,908	28,937
前払費用	1,986	1,804
未収収益	5,045	4,278
金融派生商品	21,493	18,869
その他の資産	※7 4,382	※7 3,985
有形固定資産	※9 39,980	※9 40,174
建物	7,758	8,005
土地	28,258	28,246
リース資産	2,287	2,343
建設仮勘定	71	—
その他の有形固定資産	1,604	1,579
無形固定資産	3,766	3,519
ソフトウェア	3,483	3,243
その他の無形固定資産	283	275
前払年金費用	4,172	4,261
支払承諾見返	15,882	17,249
貸倒引当金	△23,821	△18,996
資産の部合計	4,117,711	4,478,026

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
負債の部		
預金	※7 3, 427, 988	※7 3, 775, 669
当座預金	204, 266	209, 579
普通預金	1, 505, 262	1, 745, 082
貯蓄預金	82, 071	79, 859
通知預金	21, 660	24, 914
定期預金	1, 492, 088	1, 554, 390
その他の預金	122, 639	161, 842
譲渡性預金	233, 606	188, 619
コールマネー	51, 915	38, 595
債券貸借取引受入担保金	—	※7 9, 901
借入金	※7 75, 630	※7 121, 695
借入金	※10 75, 630	※10 121, 695
外国為替	579	140
外国他店預り	0	—
売渡外国為替	552	138
未払外国為替	26	1
社債	※11 10, 000	※11 10, 000
その他負債	61, 584	64, 974
未決済為替借	27	23
未払法人税等	3, 248	3, 029
未払費用	3, 268	3, 183
前受収益	800	1, 355
従業員預り金	3, 413	3, 398
金融派生商品	20, 251	17, 622
リース債務	1, 388	995
資産除去債務	177	170
その他の負債	29, 009	35, 195
役員賞与引当金	19	26
退職給付引当金	308	—
睡眠預金払戻損失引当金	481	559
偶発損失引当金	135	114
繰延税金負債	1, 826	5, 325
再評価に係る繰延税金負債	6, 828	6, 819
支払承諾	15, 882	17, 249
負債の部合計	3, 886, 786	4, 239, 691

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
純資産の部		
資本金	37,322	37,322
資本剰余金	24,920	24,920
資本準備金	24,920	24,920
利益剰余金	125,480	134,461
利益準備金	12,402	12,402
その他利益剰余金	113,078	122,059
固定資産圧縮積立金	254	254
別途積立金	106,661	110,161
繰越利益剰余金	6,163	11,644
自己株式	△2,935	△4,181
株主資本合計	184,788	192,523
その他有価証券評価差額金	38,094	37,634
繰延ヘッジ損益	△136	△24
土地再評価差額金	8,057	8,044
評価・換算差額等合計	46,016	45,654
新株予約権	120	156
純資産の部合計	230,925	238,335
負債及び純資産の部合計	4,117,711	4,478,026

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
経常収益	65,974	72,678
資金運用収益	50,494	47,545
貸出金利息	35,975	34,241
有価証券利息配当金	14,167	12,892
コールローン利息	32	49
預け金利息	75	135
その他の受入利息	243	227
信託報酬	1	1
役務取引等収益	8,837	9,228
受入為替手数料	3,434	3,391
その他の役務収益	5,402	5,837
その他業務収益	3,368	6,429
外国為替売買益	947	1,297
国債等債券売却益	1,892	4,766
金融派生商品収益	527	364
その他の業務収益	0	1
その他経常収益	3,272	9,472
貸倒引当金戻入益	—	2,724
償却債権取立益	1,312	2,803
株式等売却益	335	2,111
金銭の信託運用益	456	132
その他の経常収益	1,167	1,700
経常費用	57,024	52,501
資金調達費用	3,732	3,690
預金利息	1,955	1,921
譲渡性預金利息	291	220
コールマネー利息	180	148
債券貸借取引支払利息	—	6
借用金利息	806	819
社債利息	141	142
金利スワップ支払利息	82	209
その他の支払利息	274	222
役務取引等費用	2,943	3,161
支払為替手数料	628	657
その他の役務費用	2,315	2,504
その他業務費用	2,570	3,096
商品有価証券売買損	16	12
国債等債券売却損	869	3,035
国債等債券償却	1,684	48
営業経費	38,440	38,484
その他経常費用	9,336	4,068
貸倒引当金繰入額	1,505	—
偶発損失引当金繰入額	66	—
貸出金償却	4,733	3,124
株式等売却損	842	353
株式等償却	1,437	0
その他の経常費用	751	590
経常利益	8,950	20,176

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
特別利益	13	2
固定資産処分益	13	2
特別損失	434	200
固定資産処分損	378	176
減損損失	55	24
税引前当期純利益	8,529	19,978
法人税、住民税及び事業税	4,264	5,201
法人税等調整額	△1,264	3,679
法人税等合計	3,000	8,881
当期純利益	5,529	11,097

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	37,322	24,920	24,920	12,402	254	103,161	6,259	122,076
当期変動額								
剰余金の配当							△2,121	△2,121
別途積立金の積立						3,500	△3,500	—
当期純利益							5,529	5,529
自己株式の取得								
自己株式の処分							△30	△30
土地再評価 差額の取崩							26	26
土地再評価 差額の繰入							—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	3,500	△95	3,404
当期末残高	37,322	24,920	24,920	12,402	254	106,661	6,163	125,480

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△3,266	181,053	19,164	△69	8,083	27,179	117	208,350
当期変動額								
剰余金の配当		△2,121						△2,121
別途積立金の積立		—						—
当期純利益		5,529						5,529
自己株式の取得	△7	△7						△7
自己株式の処分	338	308						308
土地再評価 差額の取崩		26						26
土地再評価 差額の繰入		—						—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			18,929	△66	△26	18,836	2	18,839
当期変動額合計	331	3,735	18,929	△66	△26	18,836	2	22,575
当期末残高	△2,935	184,788	38,094	△136	8,057	46,016	120	230,925

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	37,322	24,920	24,920	12,402	254	106,661	6,163	125,480
当期変動額								
剰余金の配当							△2,118	△2,118
別途積立金の積立						3,500	△3,500	—
当期純利益							11,097	11,097
自己株式の取得								
自己株式の処分							△10	△10
土地再評価 差額金の取崩							16	16
土地再評価 差額金の繰入							△2	△2
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	3,500	5,480	8,980
当期末残高	37,322	24,920	24,920	12,402	254	110,161	11,644	134,461

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△2,935	184,788	38,094	△136	8,057	46,016	120	230,925
当期変動額								
剰余金の配当		△2,118						△2,118
別途積立金の積立		—						—
当期純利益		11,097						11,097
自己株式の取得	△1,516	△1,516						△1,516
自己株式の処分	270	259						259
土地再評価 差額金の取崩		16						16
土地再評価 差額金の繰入		△2						△2
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△460	111	△13	△361	36	△325
当期変動額合計	△1,245	7,735	△460	111	△13	△361	36	7,409
当期末残高	△4,181	192,523	37,634	△24	8,044	45,654	156	238,335

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：10年～50年

その他：5年～15年

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法により償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,626百万円(前事業年度末は27,331百万円)であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用

各発生年度に全額損益処理

数理計算上の差異

各発生年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【表示方法の変更】

1. 前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第63号平成25年9月27日）により改正された「銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「その他資産」の「その他の資産」に表示していた8,554百万円は「その他資産」の「その他の資産」4,382百万円、「前払年金費用」4,172百万円として組み替えております。
2. 配当制限に関する注記については、該当する条文が削除されたため、記載しておりません。
3. 財務諸表等規則様式第十一号（記載上の注意6）により、財務諸表等規則第121条第1項2号に定める有形固定資産等明細表において、特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正を行った際に生じた再評価差額等は、これまでの、増減があった場合に記載する「当期増加額」又は「当期減少額」の欄のほか、期首又は期末の残高について「当期首残高」及び「当期末残高」の欄に内書(括弧書)する方法に変更しております。
4. 以下の事項について、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第42条に定める事業用土地の再評価に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第68条の4に定める一株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める一株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
株 式	1,671百万円	1,661百万円
出資金	350百万円	322百万円

※ 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
破綻先債権額	2,093百万円	1,342百万円
延滞債権額	45,261百万円	44,256百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	421百万円	415百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
貸出条件緩和債権額	30,734百万円	30,947百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
合計額	78,510百万円	76,962百万円

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
32,051百万円	27,149百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	195,230百万円	203,296百万円
計	195,230百万円	203,296百万円
担保資産に対応する債務		
預金	28,519百万円	27,076百万円
債券貸借取引受入担保金	—百万円	9,901百万円
借用金	30,592百万円	76,415百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
有価証券	39,755百万円	37,875百万円

また、子会社の借入金等の担保に供している資産はありません。

なお、その他の資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
保証金及び敷金	1,772百万円	1,758百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
融資未実行残高	908,300百万円	975,051百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	856,083百万円	929,112百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
圧縮記帳額 (当該事業年度の圧縮記帳額)	2,481百万円 (一百万円)	2,481百万円 (一百万円)

※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
劣後特約付借入金	27,300百万円	27,300百万円

※11. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
15,726百万円	16,295百万円

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成25年3月31日現在)

子会社株式等及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式等2,022百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

II 当事業年度(平成26年3月31日現在)

子会社株式等及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式等1,984百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	14,112百万円	12,421百万円
その他有価証券評価差額金	2,917	2,535
退職給付引当金	2,309	2,304
減価償却費	1,013	1,264
賞与引当金	512	496
その他	3,832	2,829
繰延税金資産小計	24,697	21,851
評価性引当額	△2,682	△3,940
繰延税金資産合計	22,014	17,911
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△23,701	△23,068
固定資産圧縮積立金	△138	△138
その他	△0	△29
繰延税金負債合計	△23,841	△23,237
繰延税金負債の純額	△1,826百万円	△5,325百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	37.7%	37.7%
交際費等永久に損金に算入 されない項目	0.9%	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	△5.6%	△2.7%
長期保有有価証券の有税償却等 永久差異として認識した項目	0.9%	△0.3%
住民税均等割等	0.7%	0.3%
評価性引当額の増減によるもの	△1.1%	6.6%
税率変更による期末繰延税金資産 の減額修正	—%	1.8%
その他	<u>1.6%</u>	<u>0.6%</u>
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	<u>35.1%</u>	<u>44.4%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.7%から35.3%となります。この税率変更により、繰延税金負債は359百万円増加し、法人税等調整額は359百万円増加しております。

（重要な後発事象）

1. 訴訟の判決及びその上告提起

当行は、「破産者 株式会社讃岐造船鉄工所 破産管財人弁護士 山崎壮太郎」（1審原告、控訴人）より、当行が株式会社讃岐造船鉄工所から回収した融資弁済金に対する否認権行使（回収を否認し、融資弁済金の返還を受ける）請求の訴訟提起を受けておりました。

高松地方裁判所における1審判決は、原告の請求が棄却されましたが、高松高等裁判所における上記訴訟の控訴審判決では、平成26年5月23日に、1審判決を取り消す（控訴人の請求を認める）判決を受けました。これに対し、当行は最高裁判所に上告提起しております。

（1）訴訟を提起した者（1審原告、控訴人）

破産者 株式会社讃岐造船鉄工所 破産管財人弁護士 山崎壮太郎

（2）控訴審判決の内容

高松地方裁判所における原判決を取り消す。被控訴人である当行は、控訴人に弁済金870百万円及びこれに対する平成21年7月24日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払うこと。

（3）訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当行は、平成22年10月4日付けで高松地方裁判所において訴訟提起（当行の融資弁済金回収に係る否認権行使請求）を受け、平成24年11月21日に原告の請求を棄却する判決を受けました。

その後、平成24年11月29日付けで高松高等裁判所において、上記訴訟の控訴提起を受け、平成26年5月23日に高松地方裁判所における1審判決を取り消す（控訴人の請求を認める）判決を受けました。

（4）今後の見通し

当行は、この判決を不服として平成26年6月6日付けで最高裁判所に上告提起しております。

なお、当行は、高松高等裁判所の控訴審判決のとおり確定した場合に備え、平成27年3月期第1四半期決算において訴訟損失引当金約11億円を計上いたします。

2. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれ

当行の取引先である株式会社白元が、平成26年5月29日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました。これにより、同社に対する債権について、取立不能又は取立遅延のおそれが生じました。

（1）当該債務者の概要

名称	株式会社 白元
所在地	東京都台東区東上野2丁目21番14号
代表者の氏名	鎌田 真
資本金	4,324百万円
事業の内容	日用品製造業

（2）債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じた経緯

株式会社白元は、平成26年5月29日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました。

（3）当該債務者に対する債権の種類及び金額（平成26年5月29日現在）

債権の種類	金 額
貸出金等	3,688百万円

（4）当該事実が当行の事業に及ぼす影響

上記（3）に記載の債権のうち、担保及び引当金等により保全されていない部分（約13億円）につきましては、平成27年3月期第1四半期決算において全額引当を行います。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	27,453	912	195 (9)	28,171	20,165	639	8,005
土地	28,258 (14,646)	— (2)	11	28,246 (14,649)	—	—	28,246
リース資産	3,267	655	—	3,923	1,579	600	2,343
建設仮勘定	71	762	834	—	—	—	—
その他の有形固定資産	8,587	379	429 (15)	8,536	6,957	346	1,579
有形固定資産計	67,637	2,711	1,471 (24)	68,877	28,702	1,586	40,174
無形固定資産							
ソフトウェア	11,061	1,120	4,575	7,606	4,363	1,264	3,243
その他の無形固定資産	340	838	870 (0)	308	32	6	275
無形固定資産計	11,402	1,959	5,446 (0)	7,914	4,395	1,271	3,519
その他	2,026 (△2)	158	37	2,146	—	—	2,146

- (注) 1. 「建物」、「その他の有形固定資産」及び「その他の無形固定資産」の当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。
2. 「土地」の当期首残高及び当期末残高の()内は土地再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。また、当期増加額の()内は土地の売却による増加であります。
3. 「その他」の当期首残高欄における()内は為替換算差額であります。また、「その他」は貸借対照表上の「その他の資産」に含めて計上しております「保証金敷金」等であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	10,732	7,981	—	10,732	7,981
個別貸倒引当金	13,089	11,015	2,100	10,989	11,015
うち非居住者向け 債権分	—	—	—	—	—
役員賞与引当金	19	26	19	—	26
睡眠預金払戻損失引当金	481	559	—	481	559
偶発損失引当金	135	114	—	135	114
計	24,458	19,697	2,120	22,337	19,697

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額
 個別貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額
 睡眠預金払戻損失引当金・・・・洗替による取崩額
 偶発損失引当金・・・・・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	3,248	3,029	3,248	—	3,029
未払法人税等	2,559	2,357	2,559	—	2,357
未払事業税	689	671	689	—	671

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

① 信託財産残高表

資産				
科目	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	191	83.92	191	83.87
信託受益権	9	4.03	9	3.98
現金預け金	27	12.05	27	12.15
合計	228	100.00	228	100.00

負債				
科目	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	228	100.00	228	100.00
合計	228	100.00	228	100.00

(注) 1. 共同信託他社管理財産 前事業年度末 一百万円、当事業年度末 一百万円

2. 元本補てん契約のある信託については、前事業年度末及び当事業年度末の取扱残高はありません。

② その他

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4 月 1 日から 3 月 31 日まで
定時株主総会	6 月中
基準日	3 月 31 日
剰余金の配当の基準日	9 月 30 日、3 月 31 日
1 単元の株式数	1, 000 株
単元未満株式の買取り 及び買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社
取次所	—
買取及び買増手数料	算式により 1 単元当たりの金額を算定し、これを買取請求または買増請求に係る単元 未満株式の数で按分した金額とする。 (算式) 100 万円以下の金額につき 1. 150% 100 万円を超え 500 万円以下の金額につき 0. 900% 500 万円を超え 1, 000 万円以下の金額につき 0. 700% 1, 000 万円を超え 3, 000 万円以下の金額につき 0. 575% 3, 000 万円を超え 5, 000 万円以下の金額につき 0. 375% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1 単元当たりの算定金額が 2, 500 円に満たない場合には、2, 500 円とする。
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項なし

(注) 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第144期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
平成25年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成25年6月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第145期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
平成25年8月5日関東財務局長に提出。

第145期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)
平成25年11月12日関東財務局長に提出。

第145期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)
平成26年2月6日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成25年7月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

平成25年9月10日、平成25年10月10日、平成25年11月11日、平成25年12月10日、平成26年1月10日、平成26年2月12日、平成26年3月10日、平成26年4月10日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6 月27日

株式会社百十四銀行
取締役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 洋 季 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 田 八 郎 印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社百十四銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百十四銀行及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年5月23日に、高松高等裁判所において、弁済金870百万円及びこれに対する平成21年7月24日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払う旨の判決を受けている。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び会社の連結子会社である百十四リース株式会社の取引先である株式会社白元が、平成26年5月29日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行った。これにより、同社に対する債権について、取立不能又は取立遅延のおそれが生じている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社百十四銀行の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社百十四銀行が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6 月27日

株式会社百十四銀行
取締役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮	田	八	郎	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社百十四銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第145期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百十四銀行の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年5月23日に、高松高等裁判所において、弁済金870百万円及びこれに対する平成21年7月24日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払う旨の判決を受けている。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社の取引先である株式会社白元が、平成26年5月29日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行った。これにより、同社に対する債権について、取立不能又は取立遅延のおそれが生じている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月30日
【会社名】	株式会社百十四銀行
【英訳名】	The Hyakujushi Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 渡 邊 智 樹
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	香川県高松市亀井町5番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社百十四銀行東京支店 (東京都中央区日本橋三丁目8番2号) 株式会社百十四銀行大阪支店 (大阪市中央区道修町三丁目6番1号) (注) 大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当行 取締役頭取 渡邊智樹は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行及び連結子会社5社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、他の連結子会社5社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結経常収益（連結会社間取引消去後）を指標とし、連結経常収益の概ね2/3程度の割合に達する事業拠点である当行を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、「預金」「貸出金」「有価証券」に係る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、財務報告への影響を勘案して、金額的に重要性の大きい勘定科目に係る業務プロセス及び重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい業務に係る業務プロセスを重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月30日
【会社名】	株式会社百十四銀行
【英訳名】	The Hyakujushi Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 渡 邊 智 樹
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	香川県高松市亀井町5番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社百十四銀行東京支店 (東京都中央区日本橋三丁目8番2号) 株式会社百十四銀行大阪支店 (大阪市中央区道修町三丁目6番1号) (注) 大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行 取締役頭取 渡邊智樹は、当社の第145期(自 平25年4月1日 至 平26年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。